

座間市地域福祉計画（第四期）

誰もが安心して暮らせる、

ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して

（素案）

令和2年12月

座間市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 地域福祉計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 地域福祉計画（第四期）策定に向けて	5
5 市民アンケートについて	7
6 地域について	9
第2章 計画策定の考え方	10
1 基本理念	11
2 基本的視点	12
3 基本目標	13
4 施策の体系	13
5 指標	14
6 計画の見直し・評価	14
第3章 施策の展開	15
基本目標1 市民相互が気付き合い、つながることができる仕組みづくり	16
施策1-1 地域組織、団体の支援	16
施策1-2 団体間連携の強化	16
施策1-3 見守り・早期発見の仕組み	17
施策1-4 幅広い市民参加と継続的な参加の促進	17
施策1-5 多様性の理解の促進	18
施策1-6 地域の多様な主体同士の連携強化	18
施策1-7 地域の枠組みを認識した取組	19
施策1-8 地域の在り方に関する関係部署の合意形成	19
施策1-9 社会福祉協議会に関する関係部署の合意形成	19
施策1-10 地域の中で地域住民が連携し支え合う仕組みづくり	20
基本目標2 地域福祉を支える体制づくり	21
施策2-1 対象を限定しない相談窓口の充実	21
施策2-2 情報提供体制の充実	21
施策2-3 防災・減災に向けた助け合いの仕組みづくり	21
施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進（座間市成年後見制度利用促進基本計画）	22
施策2-5 再犯防止の取組（座間市再犯防止推進計画）	24
施策2-6 防犯、安全のための連携強化	25
巻末資料	26
I 座間市の現状	28

Ⅱ 市民アンケートについて	38
Ⅲ 計画を策定するまで	43
1 計画策定の経過	43
2 地域保健福祉サービス推進委員会への諮問・答申	43
3 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則	43
4 座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱	43
Ⅳ 市民アンケート調査報告書 概要版	44

第1章 計画策定に当たって

第1章

1 地域福祉計画の趣旨

(1) 計画の変遷

座間市地域福祉計画は、平成16年度に第一期（5か年）を策定し、第三次座間市総合計画後期基本計画及び座間市福祉プランに掲げた「地域福祉の充実」の理念に基づき、保健・医療・福祉分野の個別計画である「座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「座間市障害者福祉計画」「ざま母子保健計画」と整合させながら、様々な分野の計画とも整合するよう努めてきました。

その後、座間市福祉プランに合わせるため地域福祉計画（第一期）を平成22年度まで計画期間を2年延長し、平成23年度に第二期（5か年）、平成28年度に第三期（5か年）を策定しました。直近の第三期では、避難行動要支援者、生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムを追加するなど、時代の流れ、国や県の動向を踏まえて地域福祉の充実に努めているところです。

(2) 計画の在り方

地域福祉の推進に当たっては、何よりも市民の主体的な参加が欠かせないため、本計画は行政計画でありながら、市民と行政の協働による新しい福祉の在り方を示すという性格を持っています。

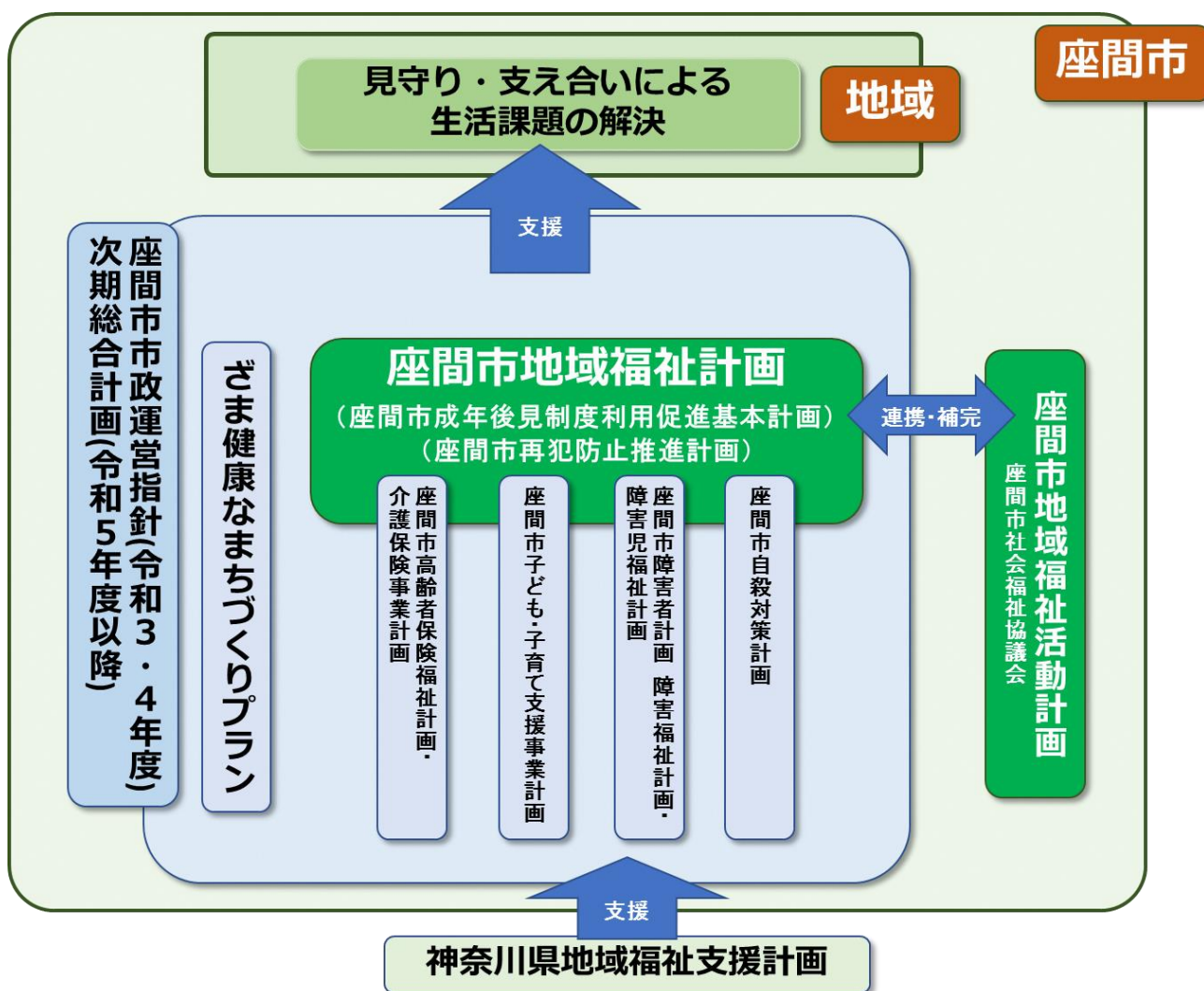
2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、第四次座間市総合計画を基本として策定した座間市市政運営指針の政策2「支え合い思いやりに満ちたやすらぎのまち」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。

また、平成29年に厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」では、市は地域福祉の推進のため、地域生活課題の解決に関する支援を行う関係機関の相互協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとされ、併せて、計画を地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けるとされています。

なお「神奈川県地域福祉支援計画」では、基本目標として「誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～」を掲げ「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」を支援策の柱としており、「神奈川県地域福祉支援計画」の趣旨も踏まえつつ計画を策定します。



(2) 成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画の位置付け

本計画の「第3章 施策の展開 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり 施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進」を成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進計画)として位置付け、本市における成年後見制度の利用促進について基本的な考え方を示します。

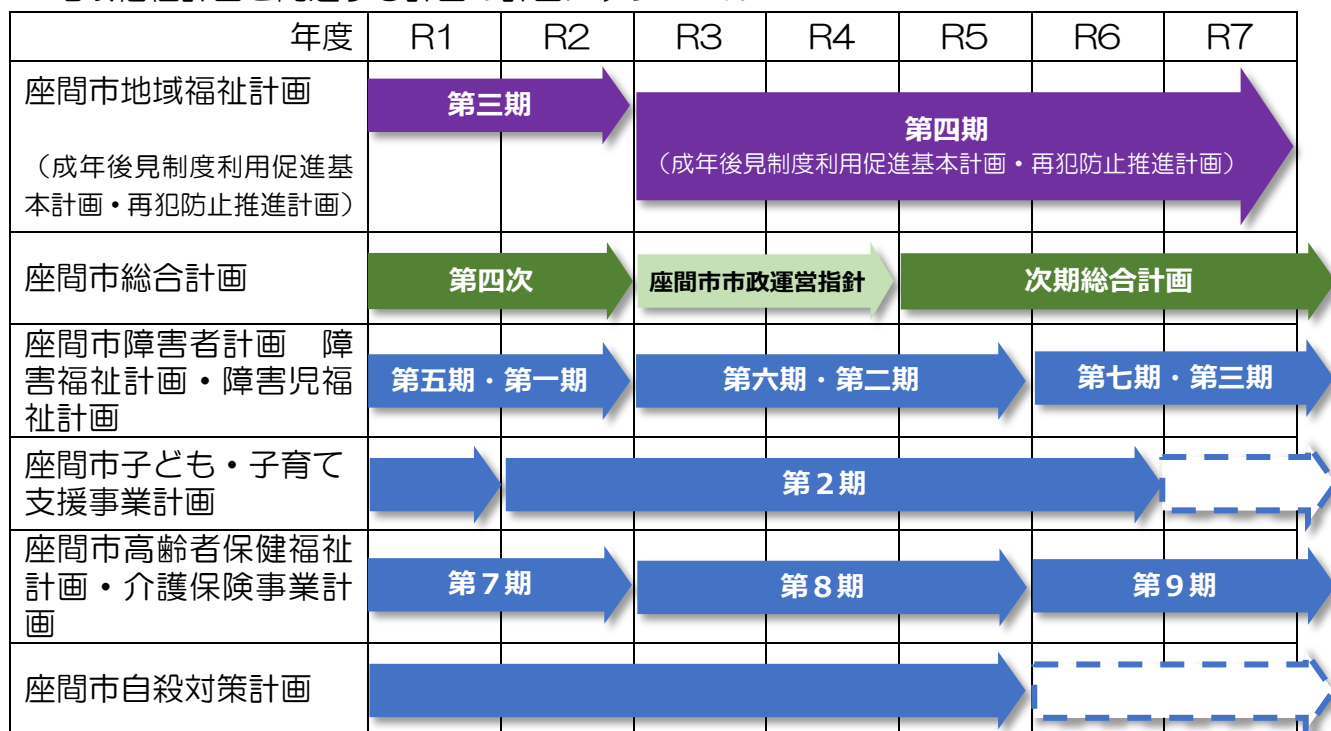
また「第3章 施策の展開 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり 施策2-5 再犯防止の取組」を、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、地域福祉計画に盛り込むことで、一体的な支援体制を構築します。

3 計画の期間

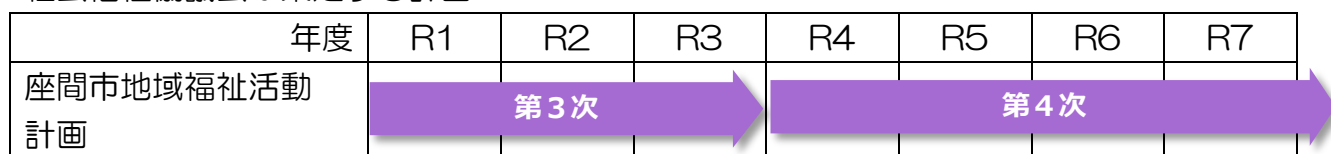
地域福祉計画（第四期）は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、取組の評価などの進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

地域福祉計画と関連する計画の計画スケジュール



社会福祉協議会が策定する計画



4 地域福祉計画(第四期)策定に向けて

(1) 背景

少子高齢化が全国的に進み、社会保障費が増加する中、介護保険制度改革、子ども子育て支援法の施行、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の整備などが進められ、本市でも、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活することができる仕組みづくりに向けた、地域包括ケアシステムの構築、地域の輪の中で全ての人が安心して子育てをすることができるような環境の整備などに積極的に取り組んできました。

しかし、現代の社会において、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化、多様化しており、貧困、8050問題¹、育児と介護のダブルケア、頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難、社会的孤立、ひきこもり、虐待、周囲が気付いていても対応がわからないなど、深刻な課題も多くあります。また、新たな感染症の流行をきっかけに顕在化した課題や、急激な状況の変化から生じた課題など、これまでにない課題も生じています。

これらの課題に対して必要とされる支援は様々であり、高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭、低所得者などの従来の類型化に基づく捉え方からの支援では、行政側の支援が縦割りになり、包括的な支援が届きにくい場合があることから、平成29年度から、様々な困りごとに対して関係部署を横断的につなぐ、包括的な支援体制の整備に取り組んでいます。

「福祉」というとき、高齢者、障がい者、児童などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」をイメージしがちですが、本来の「福祉」という言葉は、「幸せ」や「豊かさ」を意味しています。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、一人ひとりが様々な境遇で生活しており、その誰もが幸せになりたいと願っています。

しかし、令和元年に行った市民アンケート調査では、「福祉」に関心がある人の割合が20～30歳代で低く、福祉に関心がない理由は「今のところ自分にはあまり関係ないから」が42.8%を占めています。

このことは「福祉は高齢者のもの」という考え方の一端が現れており、「高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた、行政などによるサービスの提供」という福祉のイメージにも通じている可能性があることと捉え、市は地域福祉の当事者意識が十分には醸成されていないことを懸念しています。

また、社会的つながりの脆弱化、近隣関係の希薄化により、個人や世帯が抱える課題の発見の遅れや深刻化につながる恐れがあるため、地域コミュニティにおける多様なつながりを生まれやすくする仕組み、環境整備が求められています。

地域の人たちが気付き合い、つながり合い、助け合い、支え合い、見守る側にも見守られる側にもなることができる仕組み、環境こそが地域福祉であり、地域の一人ひとりが「地域福祉の担い手」になることができる社会を目指す姿です。

¹ 80歳代の高齢の親と同居する無職やひきこもり等の50歳代の子どもが抱える生活困窮などの課題

なお、本計画でいう地域福祉活動は、民生委員児童委員や社会福祉協議会など法の下に位置付けられる団体や市内各地で活動する自治会活動はもちろんのことですが、ボランティア活動や、趣味のサークル活動、スポーツ活動も含み、普段の生活で気づく範囲のことも含みます。

見守り・気付き合い・つながり合う地域づくり

市民や民間事業者が日常生活、業務の中で、いつもと違う、何か様子が変わった人に気がいたら、民生委員児童委員や地域で活動する団体等に知らせるなど、地域で行う見守り行動(穏やかな見守り)

気付く ↓ 知らせる

民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア等地域で活動する人々が、安否確認や声掛けが必要な人に対して訪問や声掛け等によって行う見守り行動

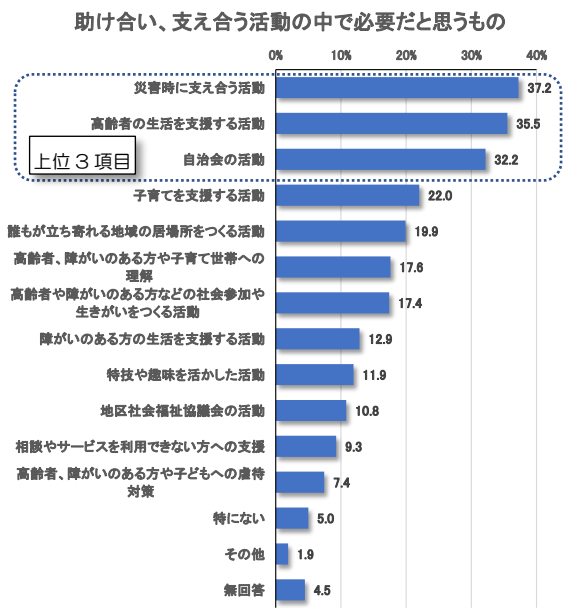
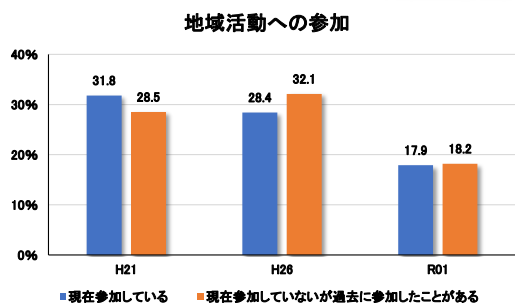
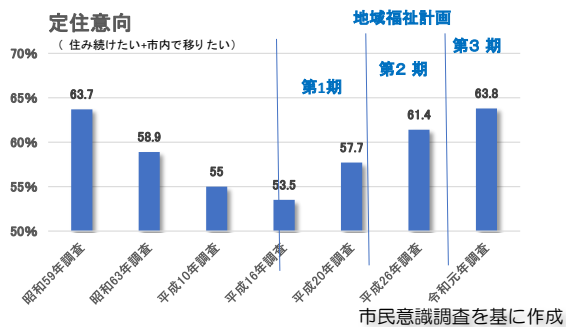
つなぐ ↓ 支える

認知症、虐待、障がいなど専門的な個別支援が必要な人に、地域包括支援センター、医療機関、市役所等の専門機関の職員が、専門的な知識や技術をもって行う支援等

5 市民アンケートについて

地域福祉計画（第四期）策定のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握しながら、課題や問題点を整理しました。

これまでの市民意識調査や今回のアンケート結果から、市民の定住意向は高まっているものの、地域活動への参加は減少傾向にあることがわかっています。このことは、地域関係の希薄化の表れの一部であると考えています。一方で、災害時における地域の重要性や年齢を重ねることで生活支援が必要になるといった認識を持っていることがわかりました。



なお、アンケート結果の概要及び分析については、巻末資料の「Ⅱ 市民アンケート結果について」及び「Ⅳ 市民アンケート調査報告書 概要版」として掲載しています。

6 地域について

地域福祉で考える「地域」には、隣近所のような小さな集まりや自治会など、機能や役割、対象、規模などに応じた広がりがあります。

また、対象となる年齢層や取組分野によっては、自治会連合会区、小学校区・中学校区、日常生活圏域など、基本となる圏域や対象とする区域の設定を持つ場合があります。

多様化する地域課題に対応するためには、これらの様々な枠組みを認識することが大切です。

	枠組みの種類	説明
1	近 隣 (隣近所、自治会の班など)	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援が必要な人を把握し見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲
2	自治会	13連合自治会あります。 ※令和2年9月現在
3	コミュニティセンター	8館あります。 ※令和2年9月現在
4	日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、住み慣れた地域を「日常生活圏域(圏域)」として6圏域を定めています。圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。
5	市 域	130,753人 ※令和2年9月1日現在

第2章 計画策定の考え方

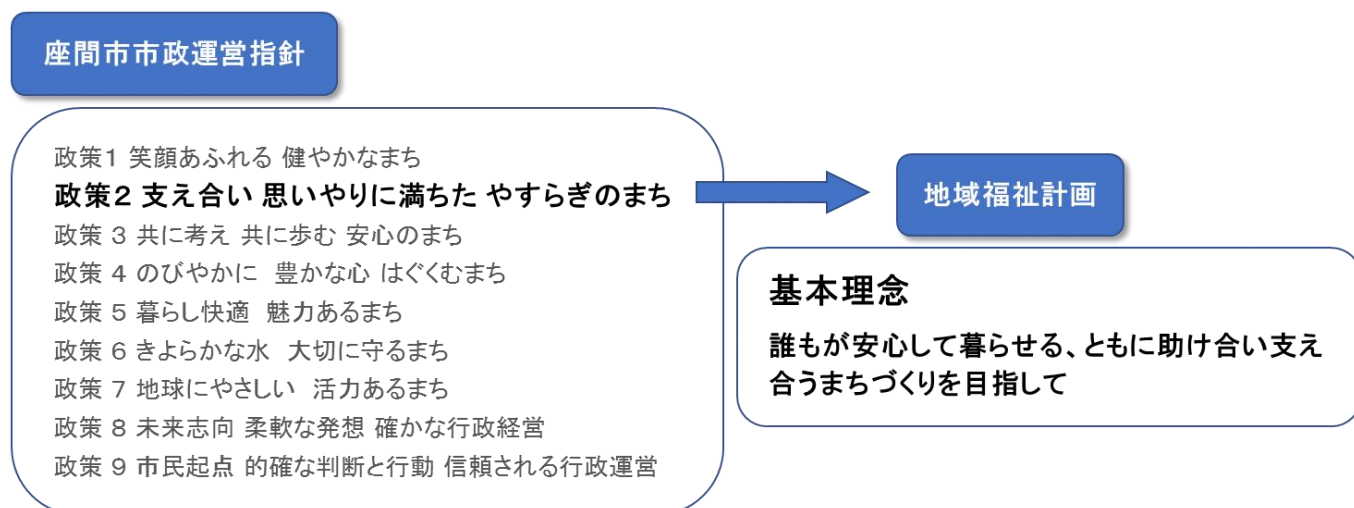
第2章

1 基本理念

誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して

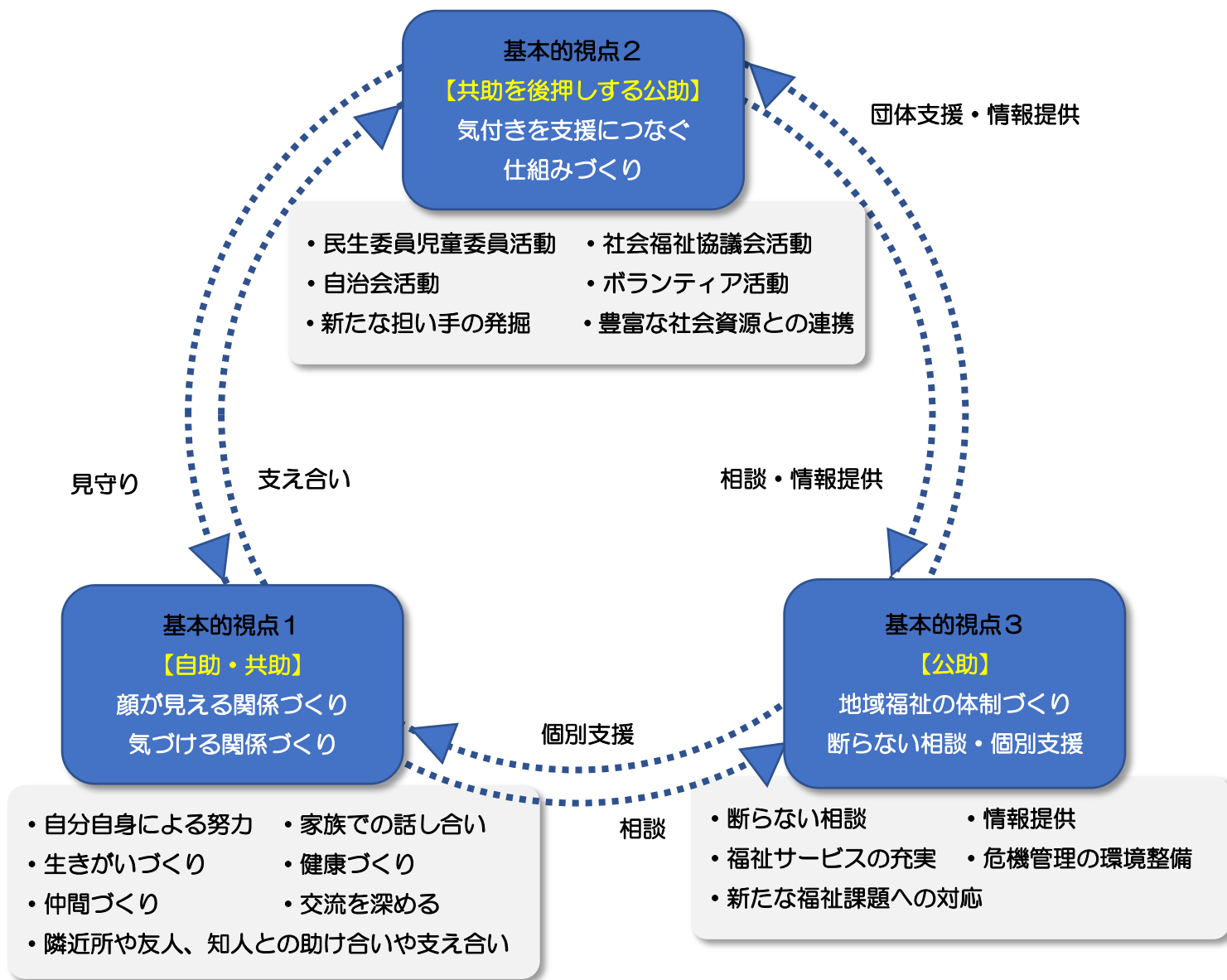
地域福祉を充実させるには、市民が地域の中でお互いに助け合い、支え合っていくことが大切です。そのためには、一人ひとりが、お互いを見守り、変化に気づき、必要な支援が届くように、地域の支援活動や行政の福祉サービスにつなげていく仕組みが必要です。

座間市市政運営指針の政策2に掲げる「支え合い思いやりに満ちたやすらぎのまち」を実現するため、地域福祉計画（第三期）に引き続き「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」を基本理念として、ともに助け合い、支え合う市民の皆さんを積極的に支援し、地域福祉を推進していきます。



2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の三つの視点に立って計画を推進します。



「自助」：自分が主体となり、自身を大切にしながら生活を行うという心構えと行動

「共助」：地域における人同士の支え合いや、地域組織、ボランティア、NPO、社会福祉法人などによる支援

「共助を後押しする公助」：地域組織、団体を支援することで市民相互の共助を後押しする、地域住民と行政の協働による新しい福祉の在り方

「公助」：一人ひとりに合った、保健、福祉、医療その他の関連する公的な個別の支援

3 基本目標

地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現のため、基本理念・基本的視点を踏まえて、次の基本目標を掲げ、各施策を実施します。

- 基本目標1 市民相互が気付き合い、つながることができる仕組みづくり
- 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり

4 施策の体系

誰もが安心して暮らせる、
ともに助け合い支え合いまちづくりを目指して

基本目標

施策

基本目標1
市民相互が気
付き合い、つな
がることがで
きる仕組みづ
くり

- 施策1-1 地域組織、団体の支援
- 施策1-2 団体間連携の強化
- 施策1-3 見守り・早期発見の仕組み
- 施策1-4 幅広い市民参加と継続的な参加の促進
- 施策1-5 多様性の理解の促進
- 施策1-6 地域の多様な主体同士の連携強化
- 施策1-7 地域の枠組みを認識した取組
- 施策1-8 地域の在り方に関する関係部署の合意形成
- 施策1-9 社会福祉協議会に関する関係部署の合意形成
- 施策1-10 地域の中で地域住民が連携し支え合う仕組みづくり

基本目標2
地域福祉を支
える体制づく
り

- 施策2-1 対象を限定しない相談窓口の充実
- 施策2-2 情報提供体制の充実
- 施策2-3 防災・減災に向けた助け合いの仕組みづくり
- 施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進
(座間市成年後見制度利用促進基本計画)
- 施策2-5 再犯防止の取組
(座間市再犯防止推進計画)
- 施策2-6 防犯、安全のための環境整備

5 指標

基本理念に基づき掲げた基本目標を達成するため、次の指標（目標値）を設定します。

- 1 地域福祉活動への参加率の向上を目指します。

市民アンケート 現在、地域福祉活動に参加していると回答した割合

(%)

平成22年度	平成26年度	令和元年度	令和7年度（目標値）
31.8	28.4	17.9	20.0

- 2 地域への愛着度の向上を目指します。

市民アンケート 地域に愛着が大いにある、ある程度あると答えた割合

(%)

平成22年度	平成26年度	令和元年度	令和7年度（目標値）
58.0	63.1	63.4	70.0

※目標は計画終了年度である令和7年度と設定していますが、達成状況は、市民アンケートの実施予定年度の令和6年度の数値を基に評価します。

6 計画の見直し・評価

- 1 見直しについて

中間年度である令和5年度に、個別計画を取り巻く状況を確認します。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

- 2 評価について

5年間の取組状況は、計画の取組結果だけではなく、社会状況の変化や他の施策等の影響も考慮して総合的に評価し、次期計画の策定に生かしていくものとします。

第3章 施策の展開

第3章

基本目標1 市民相互が気付き合い、つながることができる仕組みづくり

市民アンケート調査では、困りごとや相談が必要なときに頼みたい相手は家族・親族など身近な人が多くなっていますが、困りごとを自身で相談できる人や家族が相談できる人ばかりではありません。自身では相談できない方や、その困りごとをどう相談していいかわからない方、また、困っていることにすら気がつかない方など様々です。アンケート結果では、困りごとを頼める人がいないや頼むつもりがないという回答が約6%を占め、孤立や孤独が見えてきました。

地域に暮らす方が、更につながる仕組みを構築することで、問題に対して早期に対応することができます。

施策1-1 地域組織、団体の支援

市内には、社会福祉協議会と6の民生委員児童委員協議会、13の自治会連合会、171の単位自治会があり、その他、28の地区社会福祉協議会、老人クラブなど、その全ての団体がそれぞれの目的に沿って、その地域に暮らす方々の助け合いの活動、住民主体の活動、防災、防犯、親睦、環境、健康づくりなどの重要な基盤を担っています。

地域の見守る力、気づく力、そしてつながる力が向上するためには、上記のような地域組織、団体の活動が極めて重要です。

一方で、民生委員児童委員、自治会など地域福祉活動のなり手や新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっています。継続して地域福祉に関わる人材の確保し、育成していく必要があります。

取組

- 地域組織、団体それぞれの活動の強みを生かし、また充実させるため、活動場所、補助金及び情報等、必要な支援策の提供に努めます。
- 地域福祉に関わる人材の確保、育成に努めます。
- 新たな地域福祉活動の立ち上げや、地域福祉活動の継続に資する支援策の提供に努めます。

施策1-2 団体間連携の強化

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、単位自治会などが、更にお互いの力を引き出すためには、その団体ごとの役割を互いに認識し、相互に連携する体制が求められます。

地域では、これら地域組織、団体の他にも、特定のテーマや課題に焦点を当てて、その解決に取り組むボランティアグループや趣味のサークルなど、様々な団体も活動しています。こうした団体の活動区域は多様で、決められた区域にとどまらず、市域全体にわたることもあります。

地域の見守る力、気づく力、そしてつながる力を更に強固なものにするために、地域組織、

団体が対応すべき課題に合わせて柔軟に連携し、解決に向けて活動できるような取組を推進します。

取組

- ・活動範囲や規模、高齢者、障がい者、子ども・若者等の分野を問わず、様々な団体が自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員等と互いにつながり協働することの重要性やメリットを周知します。
- ・高齢者、障がい者、子ども・若者等の各分野で活動している様々な団体が、分野を越えて連携することの重要性やメリットを周知します。

施策1-3 見守り・早期発見の仕組み

様々な地域組織、団体が、子どもの見守りのためのパトロール活動、高齢者の見守り活動など、地域主体の見守り活動を進めています。

また、民生委員が一人暮らし高齢者を訪問し、市は定期的に民生委員から報告を受け、状況の把握に努めています。

地域には、社会的孤立や生活困窮、既存の制度だけでは解決が困難な課題があります。こうした課題を含めて、地域に潜在している生活課題は多くあるため、早期に発見して対応していくことが重要です。

これまでの取組を生かしながら、地域主体の活動を促進するとともに、穏やかな見守りを更に啓発することで、地域での気付きの輪が広がるよう取組を推進します。

取組

- ・民生委員による一人暮らし高齢者の訪問活動及び長寿のお祝いに関する案内の配布を通じて、地域と高齢者をつなぐ事業を引き続き実施します。
- ・家族や近所の人等、周囲の人の変化に気付き、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に周知します。
- ・困りごとを抱えている人を支援につなげるための相談窓口（関係機関）を周知します。
- ・支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげることの必要性を周知します。

施策1-4 幅広い市民参加と継続的な参加の促進

アンケートの中でも、地域福祉活動の中で困ったこと、苦勞したことの中に「時間的負担を感じる。」とあることから、働き方の変化や、時間の制約により、活動に困難さを感じていることがうかがえます。

一方で、支え合う活動の中で必要だと思ふものの中には、災害時に支え合う活動や、高齢者の生活を支援する活動、自治会の活動との認識はアンケートにも表れているため、忙しい世代がどうしたら地域参加できるか、改めて考える必要があります。

また、地域の活動に参加したくないと答えている人の理由としては、時間の都合や、体力

的に難しい、きっかけがないとする回答が多く見られます。

工夫次第では、多様な世代の方が地域福祉活動に参加できることが期待できることから、地域での活動の在り方を考える必要があります。

また、子どもの頃から切れ目なく地域でつながり、多様な世代と交流できるような場や機会を広げていきます。

取組

- 様々な人が地域福祉活動に興味を持ち、参加しやすい活動が実施できるよう啓発します。
- 防災訓練、美化活動等の地域福祉活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流できるよう啓発します。
- 地域への参加の在り方も人により異なることから、多様な価値観に合わせた仕掛け、選択肢の必要性を伝えます。
- 就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親と子、就労世代や退職後の方等と一緒に参加し、継続して地域とつながりを持つことの必要性を伝えます。
- 継続した活動や新たな活動に対応するため、既存の助成金の活用や活動を実施する上でのノウハウ等を提供します。

施策1-5 多様性の理解の促進

同じ地域の住民同士が立場や背景を越えて、お互いの存在を理解し受け入れる意識や抱えている課題を受け止めていく意識を一層高めていくことが大切です。

取組

- 年齢や障がい、また、様々な立場や背景を踏まえて、地域一人ひとりがお互いを認め合えるような多様性の理解を促進します。
- 様々な人が地域の中で交流し、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いの多様性を理解できるよう促進に努めます。
- 小、中学生を中心に、広く市民が参加できる福祉啓発活動を実施します。

施策1-6 地域の多様な主体同士の連携強化

施設や企業との連携による食支援（フードバンク）等が取り組まれるようになってきています。今後も複雑、多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくために、社会福祉法人、福祉事業所、企業、NPO法人、ボランティア、学校、医療機関等、地域の多様な主体がそれぞれの役割や特徴を最大限に発揮しながら、連携・協働した取組を進めていきます。

取組

- 日頃の活動を通して地域の多様な主体が地域住民等の変化に気づくという意識を広めることの必要性を啓発します。
- 地域の多様な主体が、それぞれの強みを生かし、連携できるきっかけづくりや、地域における連携に関するニーズの把握に努めます。
- ボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくり等生活課題の解決に向けた取組を通じて、人々がつながり困りごとの相談につながるよう支援します。

施策1-7 地域の枠組みを認識した取組

市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、住み慣れた地域を「日常生活圏域（圏域）」として、6圏域を定め、それぞれの圏域ごとに地域福祉を推進しています。そして、その6圏域の中にそれぞれ地域包括支援センターを設置しています。

市内には13自治会連合会と171単位自治会があり、さらに6中学校区と11小学校区、28地区社会福祉協議会が設置されていますが、新たな開発によりどの単位自治会にも属していない地域や、地区社協が設置されていない地域もあります。一方で、6地区民生委員児童委員協議会はおおむね6圏域と合致しています。

地域課題に対して、市民、地域組織、団体、社会資源、行政が、一体的に解決に当たるため、地域の枠組みを認識して取組を推進します。

取組

- それぞれの地域組織、団体が、地域課題を話し合える環境づくりに努めます。
- 関係機関の連携強化や組織間の連携を促進します。

施策1-8 地域の在り方に関する関係部署の合意形成

地域には、高齢者、障がい者、子どもに係る様々な団体が活動しており、その団体を関係部署が支援しています。そして、その団体に様々な協力を求めながら、地域との協働のまちづくりを推進しており、関係部署が地域や活動団体に求める内容・取組に対する考え方も様々です。この中で、関係部署が地域や活動団体に協力を求める際に、求める内容の重複や、地域・団体の負担感の増加につながることは避ける必要があります。

このような現状を関係部署が認識し、様々な考え方があるということを共通認識として持つために関係部署間の合意形成に努めます。

取組

- 関係部署の連携を促進し、地域に対する考え方の合意形成に努めます。

施策1-9 社会福祉協議会に関する関係部署の合意形成

社会福祉協議会は、自治会や民生委員児童委員、高齢者、障がい者、子どもなど地域で活動する団体やボランティア、企業や行政、そして団体との協議の場をつくり、ネットワーク

活動など、豊富な社会資源がつながる機会をつくることを目的に活動しています。

また、市の様々な部署が事業を委託し、その事業の実施には欠かせない存在です。

より効果的な社会福祉協議会の活動に資するため、社会福祉協議会の取組や、関係部署の社会福祉協議会に対する考え方等を共通認識として持てるよう関係部署の合意形成を目指します。

取組

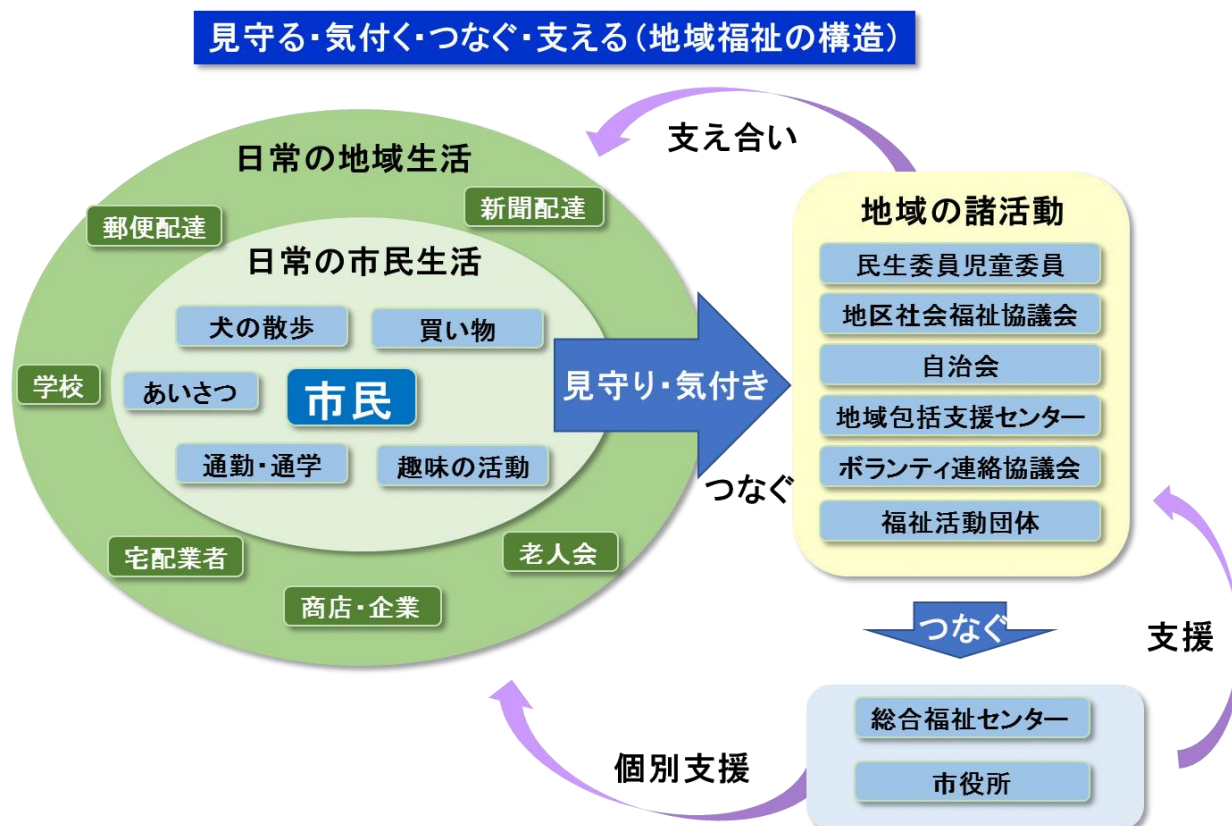
- ・関係部署の連携を促進し、社会福祉協議会の取組や社会福祉協議会に対する考え方の合意形成を目指します。

施策1-10 地域の中で地域住民が連携し支え合う仕組みづくり

施策1-1から施策1-9を踏まえ、地域組織、団体を支援することで、お互いに見守り合い、気付き合い、つながり合い、地域の住民が困りごとや悩みに気づく側、気づかれる側、支える側、支えられる側のどちらにもなるという環境づくりを推進します。

取組

- ・見守り合い、支え合いの意識の醸成を目指し啓発します。



基本目標2 地域福祉を支える体制づくり

市民相互が見守り合い、気付き合い、地域の中でつながった困りごとや悩みは、行政・関係機関の適切な個別支援につながる必要があります。さらに、アンケート結果から、地域に暮らす方々が地域の活動に求めているのは、災害時に支え合う活動、高齢者の生活を支援する活動の割合が高くなっています。

支え合う活動を活発にするために地域に必要とされているのは、人材の育成、情報提供、活動拠点の整備等であり、これらは地域福祉の土台づくりとして公的な支援が必要です。

また、新たな福祉課題として、認知症、精神障がい等により、自分ひとりで判断することが困難な方への権利擁護に関する支援が必要です。

さらに、現在、日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にあります。検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。犯罪をして、更生した方が地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが必要です。

施策2-1 対象を限定しない相談窓口の充実

地域の見守りで気付きのあった案件を受け止め、適切な支援策につなげる仕組みを構築することが必要です。

このため、対象者の属性を問わず相談を受け止める「断らない相談支援」を基本として、窓口となる地域組織、団体の連携、個別支援を担う関係部署が連携することで重層的な支援を実現します。

取組

- ・対象を限定しない相談窓口を充実させます。
- ・どこに相談しても必要な機関につながる体制を引き続き実施します。
- ・困りごとがある個人や世帯が、自ら声を上げやすいよう、相談体制を充実させます。
- ・困りごとがある個人や世帯に対し、関係部署が連携し、必要に応じて重層的な支援を実施します。

施策2-2 情報提供体制の充実

地域が求めている情報を的確に伝えることが必要です。このため、広報紙、市ホームページ等あらゆる媒体を活用し、提供する体制をつくります。

取組

- ・広報媒体を積極的に活用するとともに、地域が求める情報の把握に努めます。
- ・家族や近隣住民、周囲の人の変化に気付き、行政、関係機関、民生委員児童委員等につなげることの大切さを市民に伝えます。

施策2-3 防災・減災に向けた助け合いの仕組みづくり

地震や近年の大規模化する風水害等の自然災害の発生により、行政の防災対策に加え発災

時の地域での防災体制が重要になっています。

このため、福祉避難所等の整備など行政による災害対策に加え、避難行動要支援者への支援体制づくり、自主防災組織の強化などを進めます。

取組

- ・災害時避難行動要支援者名簿の整備、普及に努めます。
- ・災害時避難行動支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動の普及に努めます。

施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進

高齢者、障がい者、児童への虐待防止や早期発見、相談、孤立している方や生活困窮者への支援、認知症や重度障がいを抱える方の日常生活自立支援や成年後見制度の活用といった適切なサービス確保や権利擁護の充実が求められています。

早期発見に向けて、地域の見守り合い、気付き合い、支え合いが重要ですが、地域の気付きに的確に対応できる支援体制の構築が早急に求められています。

取組

- ・虐待防止に関する取組を推進します。
- ・自立支援に関する相談、支援体制を充実させます。
- ・成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画方針に基づき、成年後見制度の利用を促進します。

<成年後見制度の利用促進について>

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により、自分一人で判断することが困難な方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り支援する制度です。

国では、平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。

利用促進法第14条第1項では、市町村の講ずる措置として、市町村は国基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされています。

また、国基本計画では、計画策定に加え、市町村に対し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等に努めることを求めています。

方針1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

○地域連携ネットワーク

権利擁護を必要とする方が、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるよう「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

また、本人、後見人等を保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、適切に必要な支援につなげる体制を整備していきます。

○中核機関

地域連携ネットワークの中核となる機関のことを指し、当市においての成年後見制度等の相談窓口として設置を目指します。設置後は次に示す役割を段階的に整備していきます。

中核機関の役割

広 報	パンフレット作成、配布、研修会の開催等普及啓発を行います。
相 談	相談体制を強化します。相談を受けるなかで、必要な支援につなげます。
制度利用促進	市民後見人の育成や受任調整を行います。
後見人支援	市民後見人や親族後見人等を支援します。

方針2 チーム・協議会の在り方

○チーム・協議会

本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者や成年後見人等が連携し、日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握する「チーム」や、法律、福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域等の関係機関や既存の会議等が連携するための合議体である「協議会」の在り方等について検討します。

方針3 成年後見制度の利用支援

○市長申立て

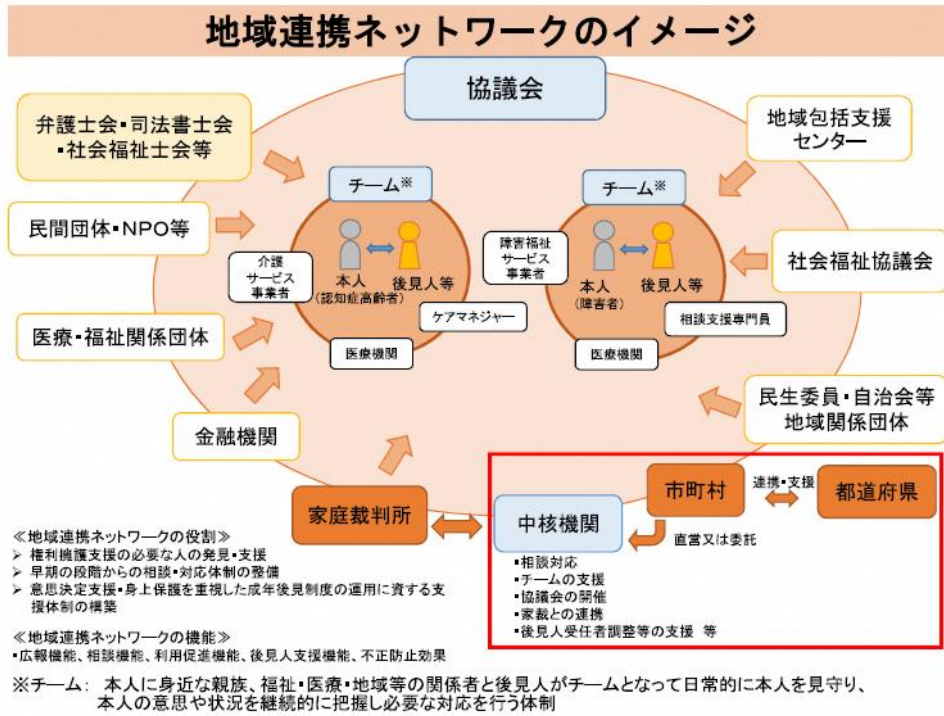
判断能力が不十分な方が、成年後見人等を必要としている状況にもかかわらず、本人や親族等が申立てをすることが難しい場合、市長が家庭裁判所に申立てます。

○申立て費用・報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用負担が困難な方に対し、申立て費用や成年後見人等に対する報酬費用を助成します。

○後見人支援

家庭裁判所との連携を強化し、受任後の成年後見人等への活動支援をできるよう体制整備を整えます。



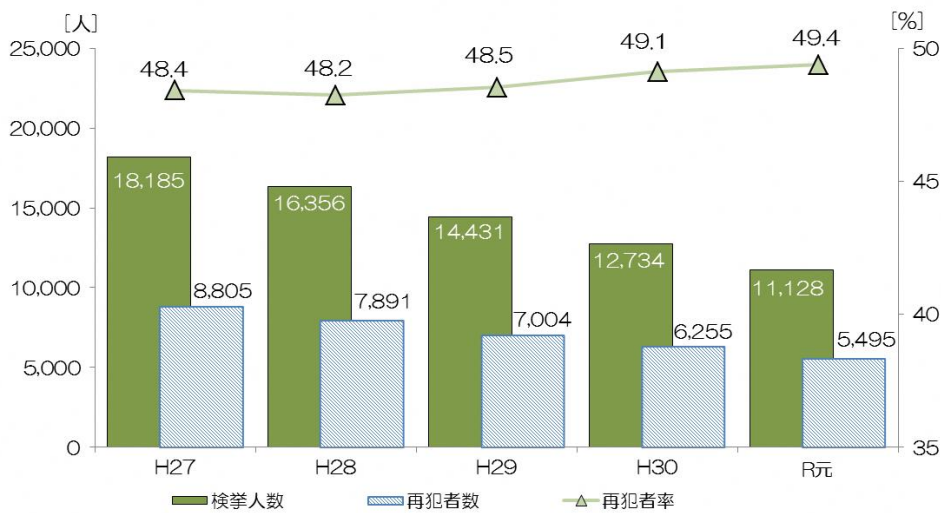
出典：内閣府資料

施策2-5 再犯防止の取組

刑務所や少年院の出所者の中には、高齢や障がいなどの理由から福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先がなく生活が不安定といった様々な理由から社会復帰できず、再び犯罪に手を染める人が多くなっています。

安全・安心な地域社会づくりに寄与するため、犯罪をした人等の社会復帰支援を促進し、再犯防止の取組を推進します。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（神奈川県）



※法務省資料より

取組

○保護司確保に向けた支援及び保護司会との連携強化

犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪、非行を予防する活動を行っている保護司の活動を支援します。また、成り手不足が深刻化している保護司の確保に向けて保護司会との情報共有や連携を強化します。

○生活困窮者支援

生活困窮者自立支援制度を活用し、「断らない相談支援」を通じて生活困窮に陥った方に対する包括的な支援を進めます。

○非行の防止、立ち直り支援のための関連機関との連携

悩みや心配ごとなどの相談を、必要に応じて専門機関につなぎ、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

○福祉・医療サービスの利用促進

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

○再犯防止に関する取組の周知と意識の啓発

犯罪や非行の防止と犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に取り組みます。

○座間市“社会を明るくする運動”推進委員会における活動の活性化

構成団体間の連携を促進するとともに、更生保護に関する活動への積極的な参加を働きかけます。

施策2-6 防犯、安全のための連携強化

地域には、福祉の課題以外にも、振り込め詐欺や悪質商法、道路、交通、生活環境などの様々な課題があります。防犯、安全のための環境整備や、ユニバーサルデザイン²、バリアフリーなどの推進のため、関係部署・関連施策との連携に努めます。

取組

- ・関係部署及び関連施策との積極的な連携に努めます。

² 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても利用しやすく施設や製品をデザインするという考え方

卷末資料



資料

I 座間市の現状

- 1 人口の推移
- 2 世帯数の推移
- 3 高齢者人口の推移
- 4 子ども人口の推移
- 5 ひとり暮らし高齢者の現状（市全域・圏域ごと）
- 6 要介護高齢者の推移
- 7 障がい児・者の推移
- 8 入所児童数、就学前児童数の推移
- 9 外国人住民の状況
- 10 生活保護の推移
- 11 生活困窮者就労者数
- 12 自治会加入状況
- 13 老人クラブの状況
- 14 市社会福祉協議会ボランティア登録団体数
- 15 地域の枠組みの例

II 市民アンケート結果について

III 計画を策定するまで

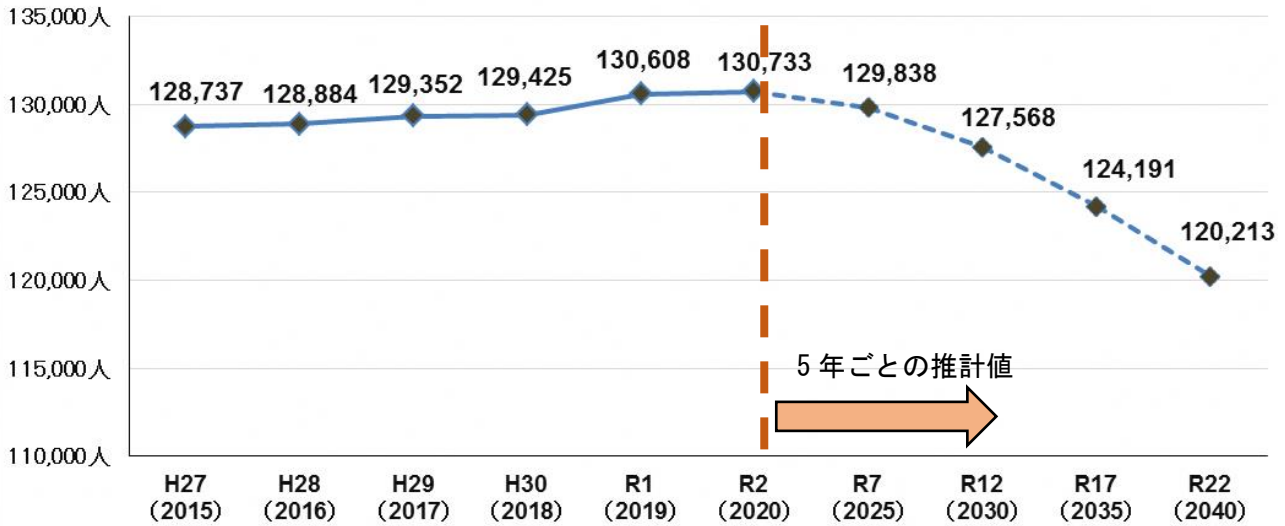
- 1 計画策定の経過
- 2 座間市地域保健福祉サービス推進委員会への諮問・答申
- 3 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則・委員名簿
- 4 座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

IV 市民アンケート調査報告書 概要版

I 座間市の現状

1 人口の推移

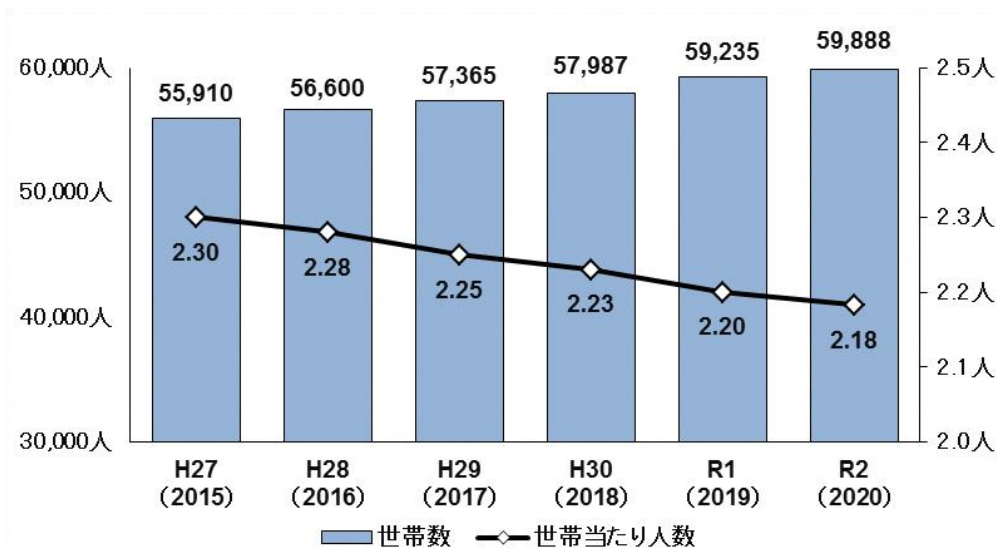
座間市の総人口は、近年 13 万人前後で推移しています。平成 27 年以降は増加傾向を示し、令和元年には 13 万人を超えました。今後、人口は減少すると推計されています。



資料：情報システム課調（各年 10 月 1 日）
「座間市の人口推計（令和 2 年 10 月）」（企画政策課調）

2 世帯数の推移

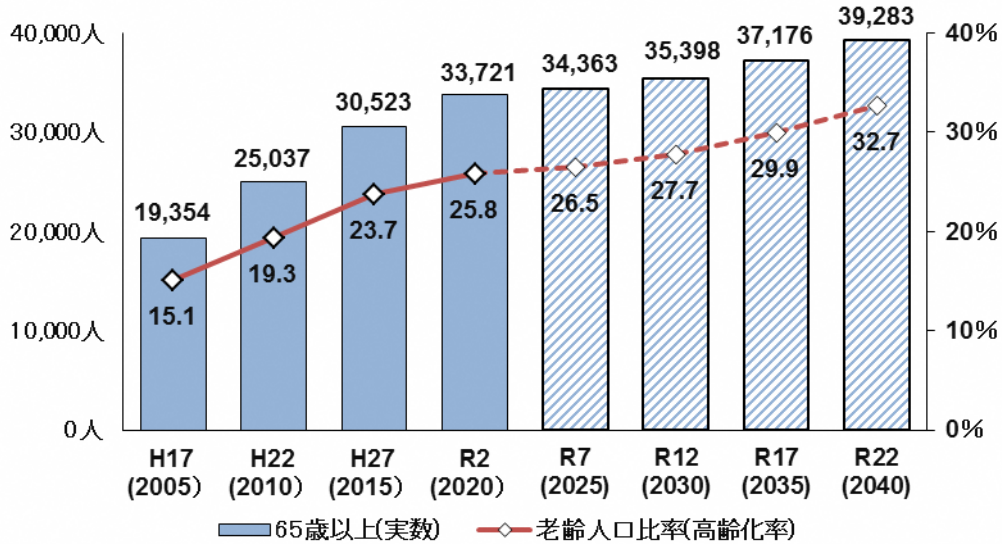
座間市の世帯数は一貫して増加し、一世帯あたりの世帯人員は減少しています。ひとり暮らし、核家族化が進んでいることが示唆されます。



資料：情報システム課調（各年 10 月 1 日）

3 高齢者人口の推移

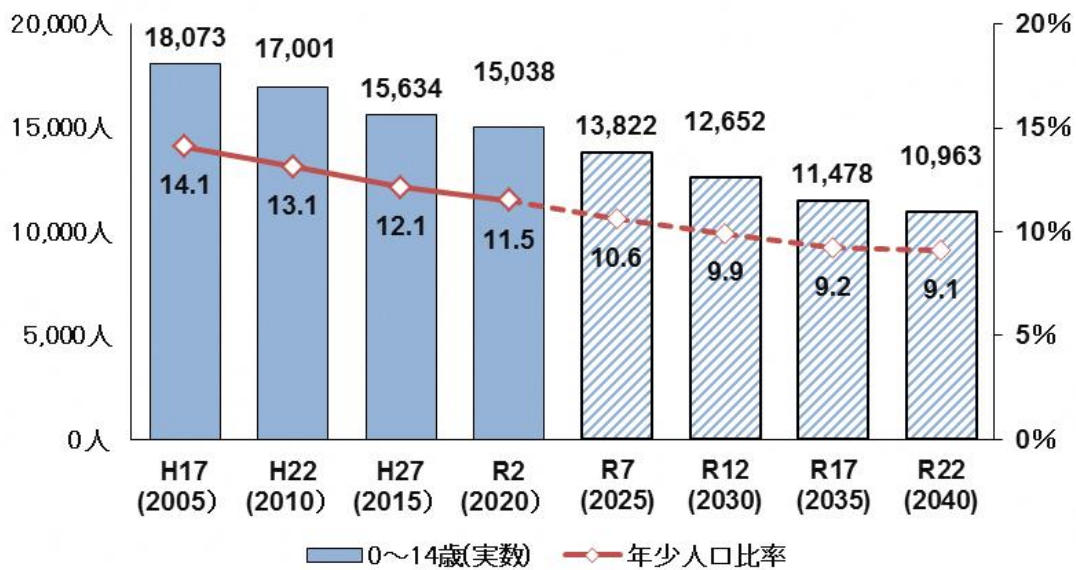
65歳以上の高齢人口は増加し、令和2年現在33,721人、高齢化率25.8%です。10年前に比べて約8,700人増加しています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日の人口は、国勢調査結果反映前の仮人口）
令和2年以降は推計値（企画政策課調）

4 子ども人口の推移

0-14歳人口は減少し、令和2年現在15,038人、年少人口比率11.5%です。10年前に比べて約2,000人減少しています。

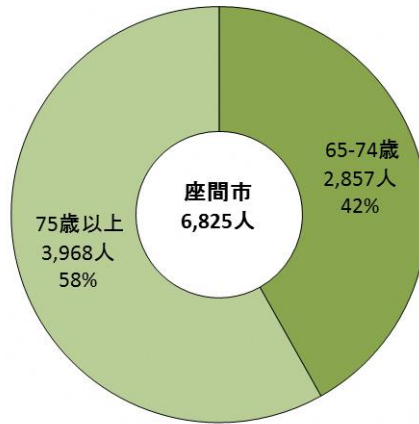


資料：国勢調査（令和2年10月1日の人口は、国勢調査結果反映前の仮人口）
令和2年以降は推計値（企画政策課調）

5 ひとり暮らし高齢者の現状（市全域・圏域ごと）

座間市のひとり暮らし高齢者数は 6,825 人で、圏域ごとに差はありますが、65-74 歳の方よりも 75 歳以上の方が多くなっています。
ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数は減少しています。

ひとり暮らし高齢者数

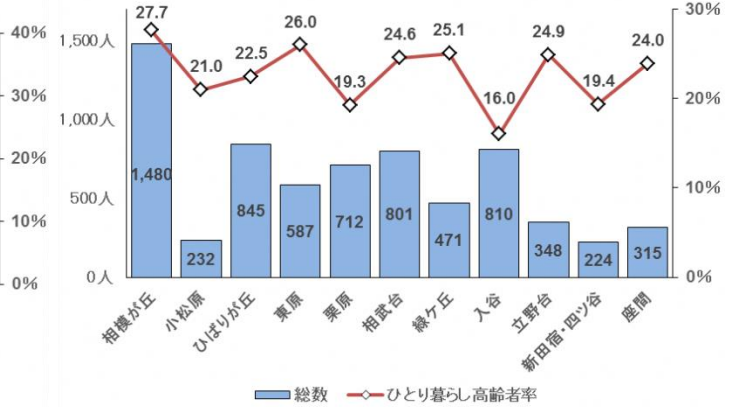


ひとり暮らし高齢者率の母数は H27 年国勢調査による

圏域別

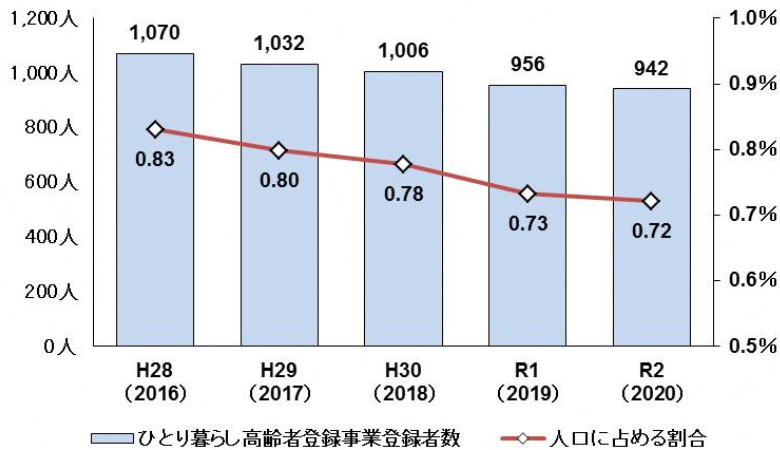


コミュニティセンターエリア別



資料：戸籍住民課調

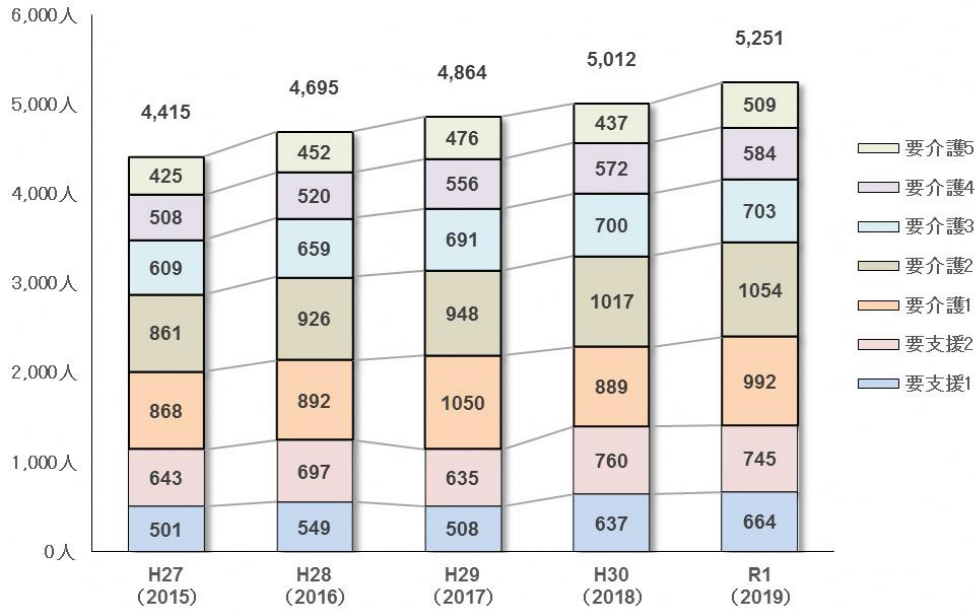
ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数推移



資料：福祉長寿課調（各年 4 月 1 日）

6 要介護高齢者の推移

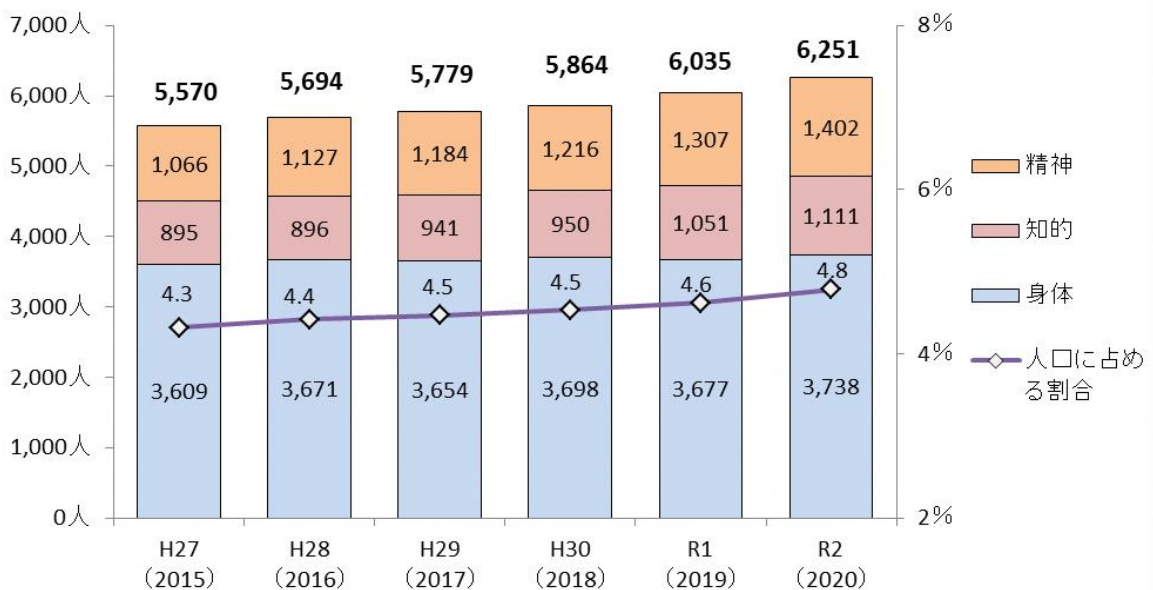
要介護認定者は増加しています。介護度別では、要介護5、要支援1以外の各介護度で増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（年報）（各年3月31日現在）

7 障がい児・者の推移

障がい児・者は年々増加しています。

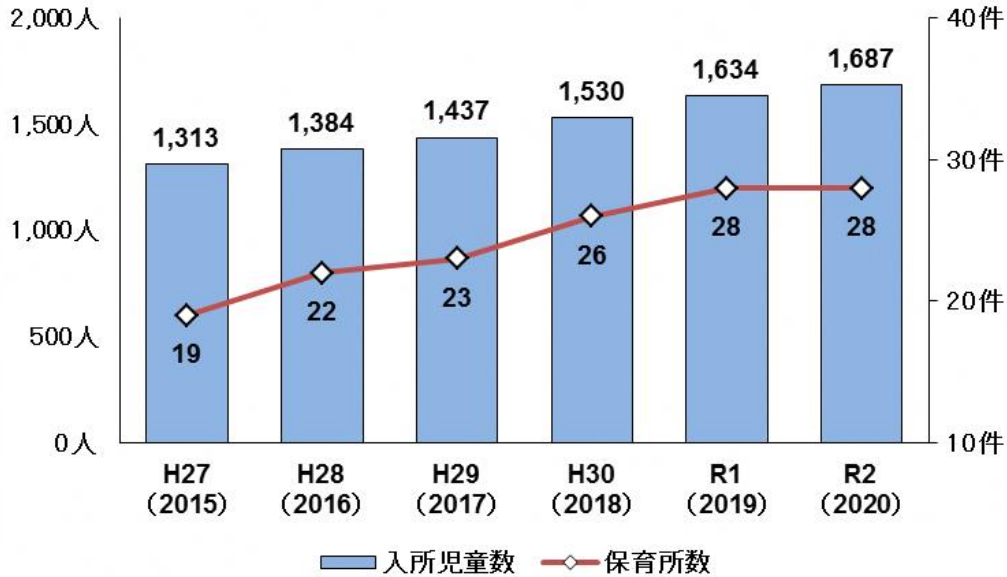


資料：障がい福祉課調

8 入所児童数、就学前児童数の推移

入所児童数は増加傾向にあります。保育所数は5年間で9箇所増加しています。就学前児童数は減少傾向にあります。待機児童数はやや増加しています。

保育所の状況



資料：保育課調（各年4月1日現在）

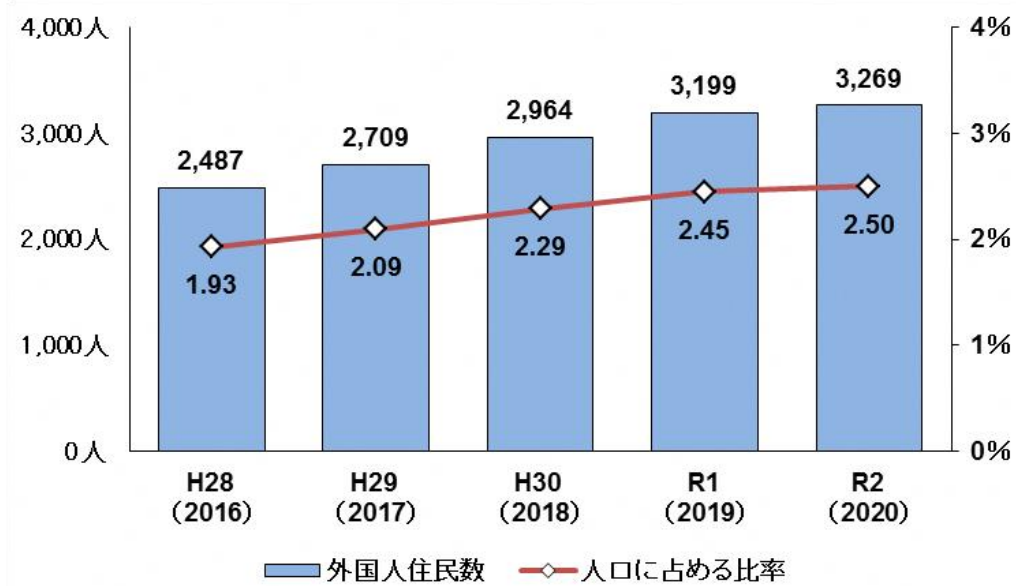
就学前児童数・保育所入所定員・保育所待機児童数の状況



資料：保育課調（各年4月1日現在）

9 外国人住民の状況

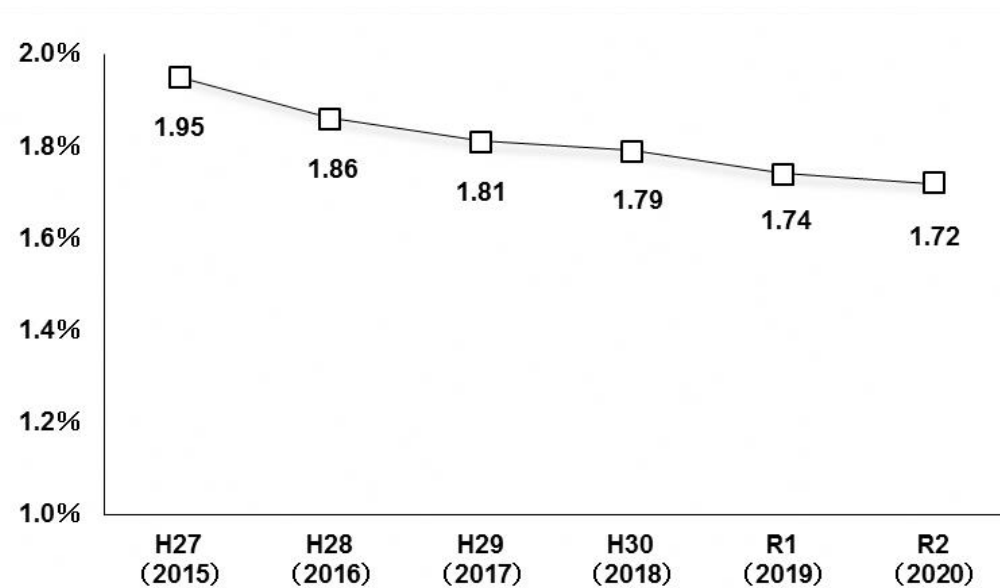
外国人住民は増加しています。



資料：戸籍住民課調（各年 12 月 31 日現在）（R2 は 9 月 30 日現在）

10 生活保護の推移

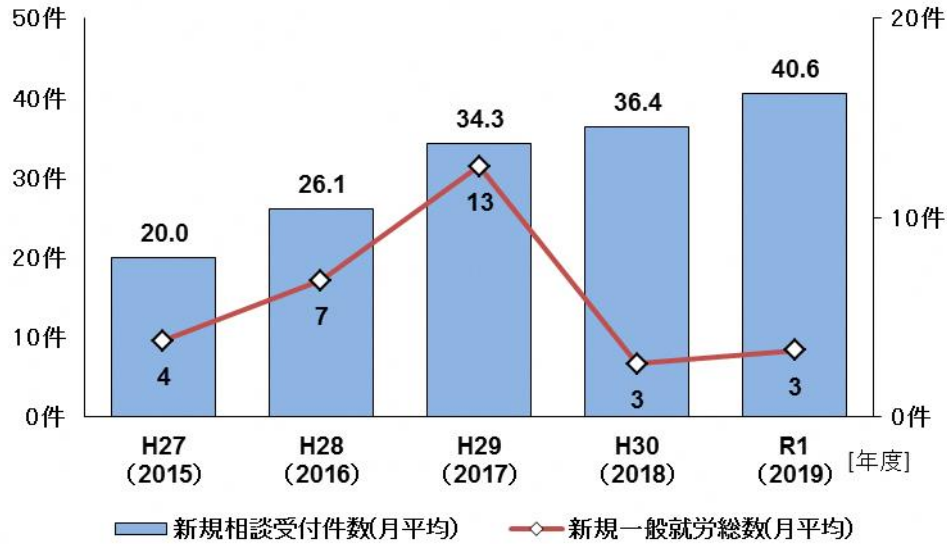
座間市の保護率は減少しています。



資料：被保護者調査（各月平均）（R2 年は 4～8 月の平均値）

11 生活困窮者就労者数

新規相談受付件数は増加していますが、就労者数は直近で3件となっています。



資料：生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

12 自治会加入状況

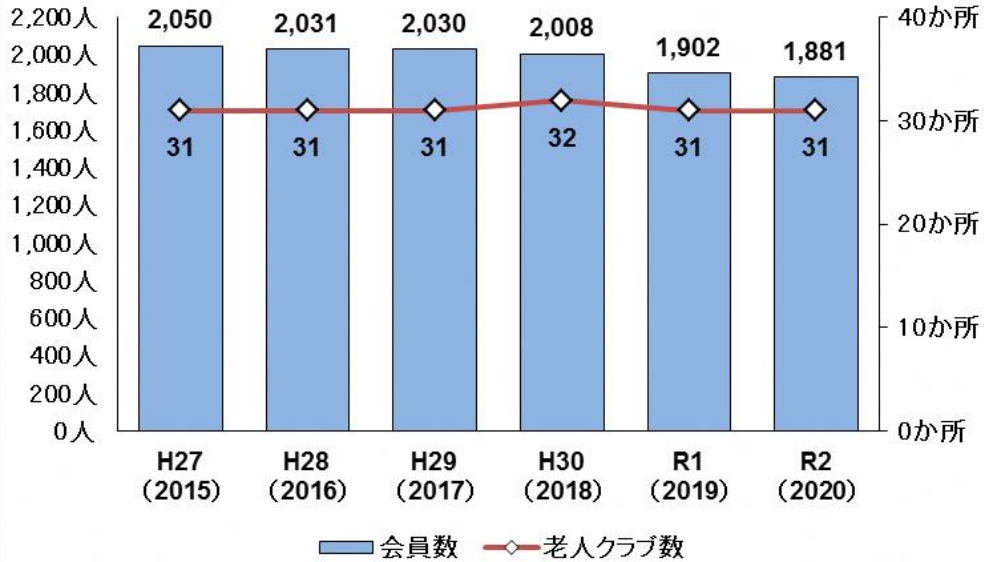
自治会加入世帯数、加入率は減少しています。



資料：市民協働課調（各年4月1日）

13 老人クラブの状況

老人クラブ数に大きな変化はありませんが、会員数はやや減少傾向です。



資料：福祉長寿課調（各年4月1日）

14 市社会福祉協議会ボランティア登録団体数

市社会福祉協議会へのボランティア登録数は57団体です。

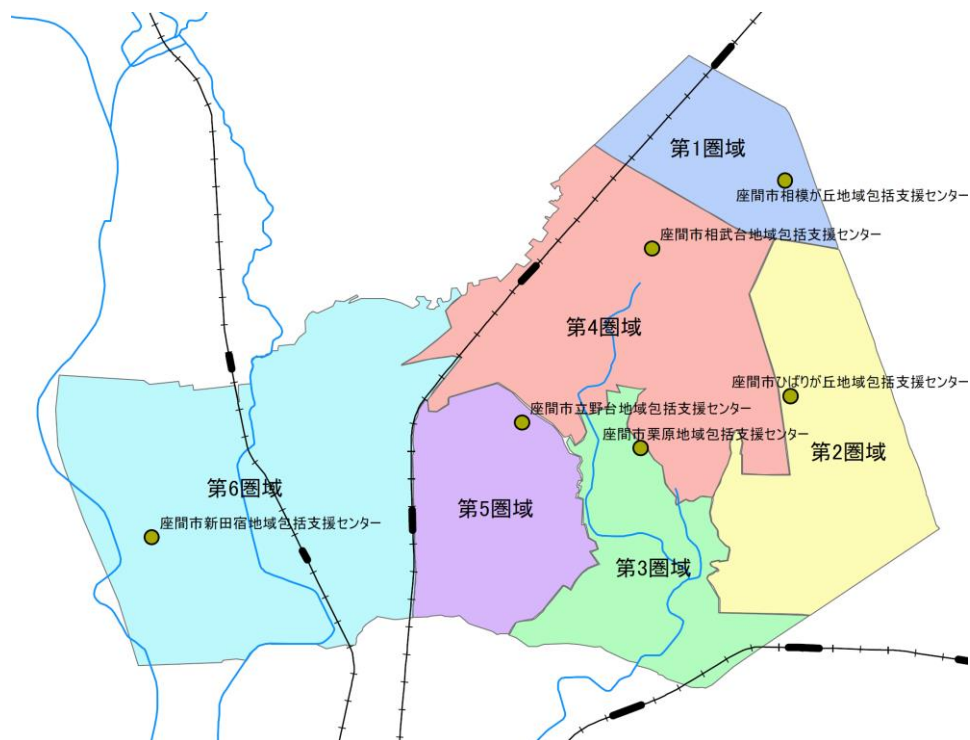
分野名	団体数
障がい者支援	13
福祉施設支援	3
子育て支援	8
外国人支援	4
学術・文化・芸術等振興	19
まちづくり環境保全	8
生涯学習	2
計	57

資料：市社会福祉協議会調（令和2年3月31日現在）

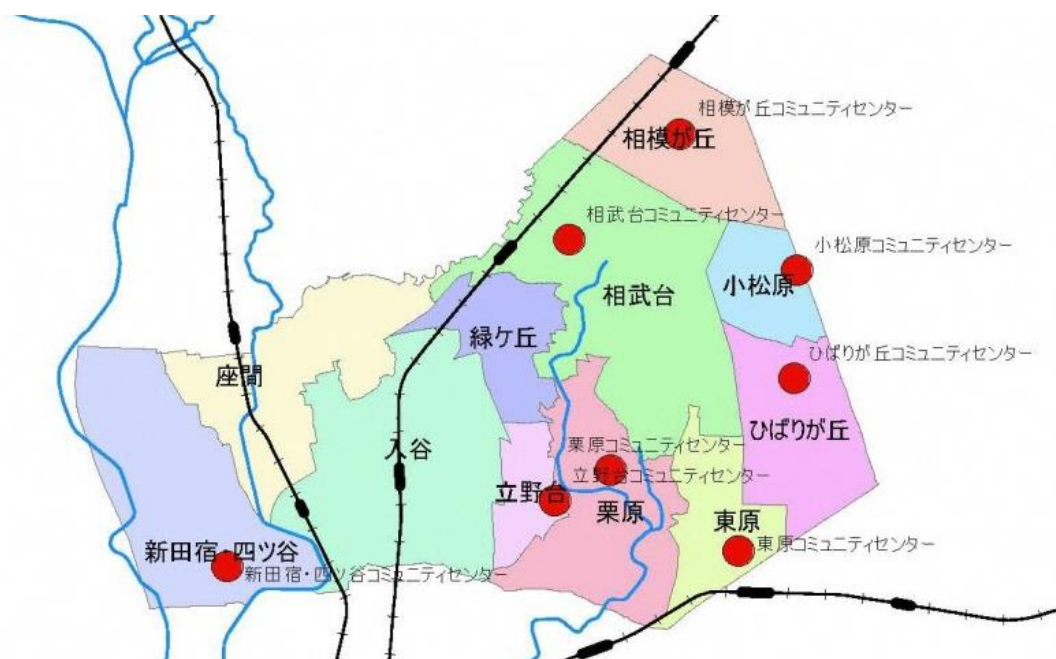
15 地域の枠組みの例

座間市内には、様々な地域の枠組みがあります。

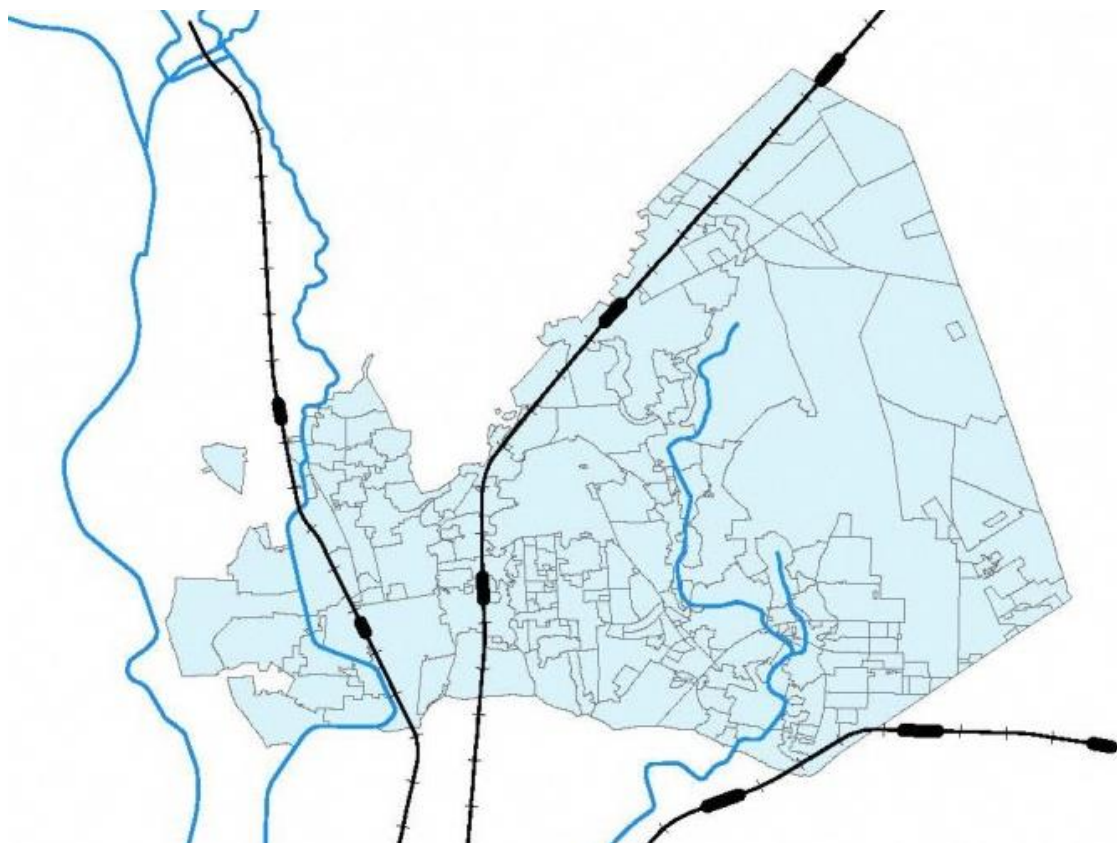
6圏域（日常生活圏域）



コミュニティセンター圏域



自治会区分



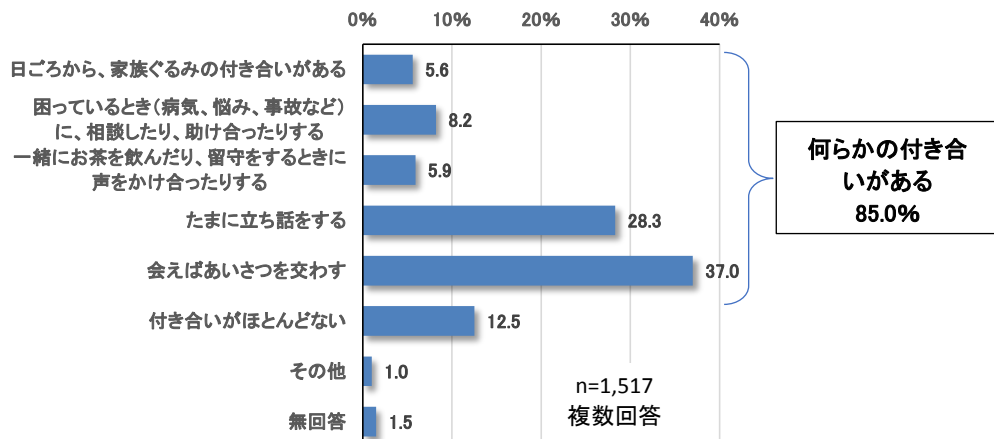
字界



II 市民アンケート結果について

地域福祉計画（第四期）策定のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握しながら、課題や問題点を整理しました。

1 あなたは、普段、地域の方と、どの程度の付き合いがありますか。

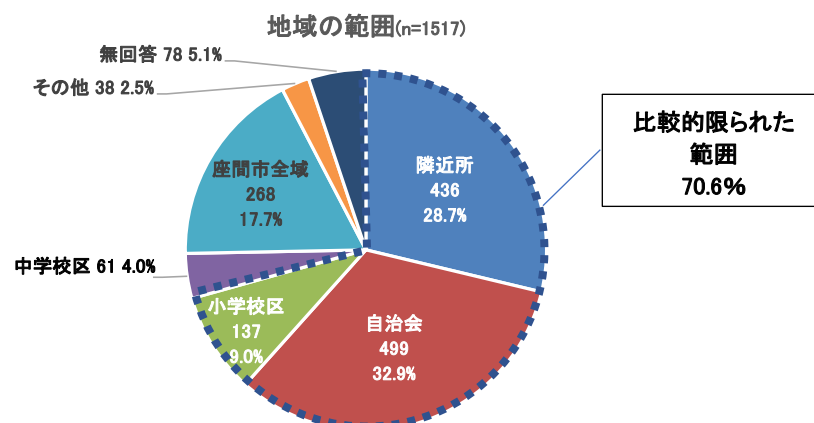


「会えばあいさつを交わす」程度の付き合いまで含めると、市民の 85% は近隣と何らかの付き合いがあります。

普段の付き合いのなかでお互いを見守ることができれば、何か変わったことがあっても気づき、必要な支援に結び付けることが可能になります。

ここでいう見守りとは変化に気づくということであり、近隣と深い付き合いや、家族ぐるみで仲良くするといったことではありません。新聞が溜まっている、雨戸が閉めっぱなしになっている、最近姿を見かけない、といったさりげない見守りを指します。小さな変化から早期対応につながることで、安心して生活できます。

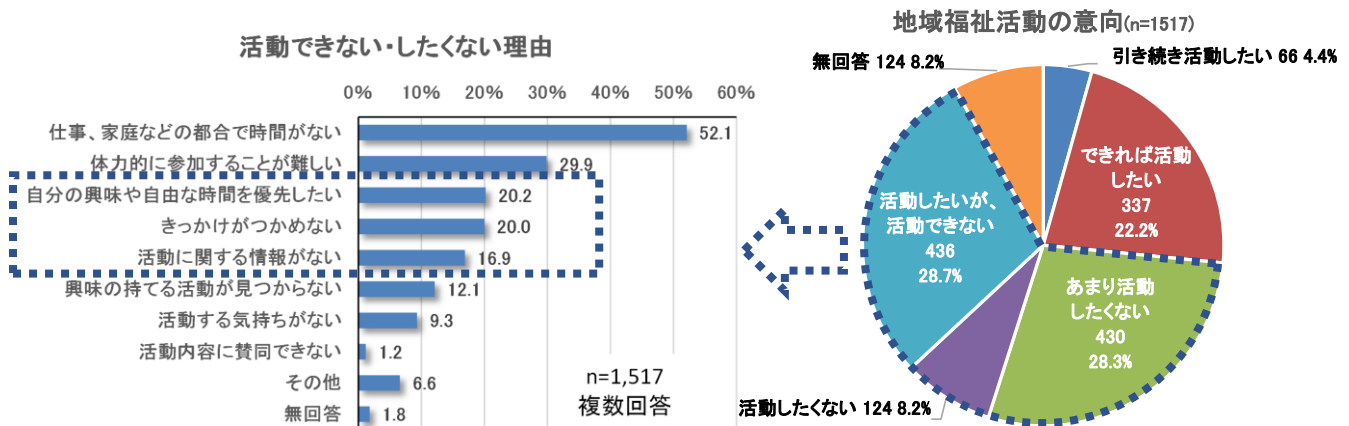
2 あなたが考える地域の範囲をお答えください。



多くの市民が考える「地域」とは、隣近所、自治会、小学校区という比較的限られた範囲です。

「地域」の中で行われる様々な活動に参加することで、地域の身近な方々と交流し、互いが知り合うことができ、相談につなげたり、困りごとの解消に近づけたりすることが可能となります。

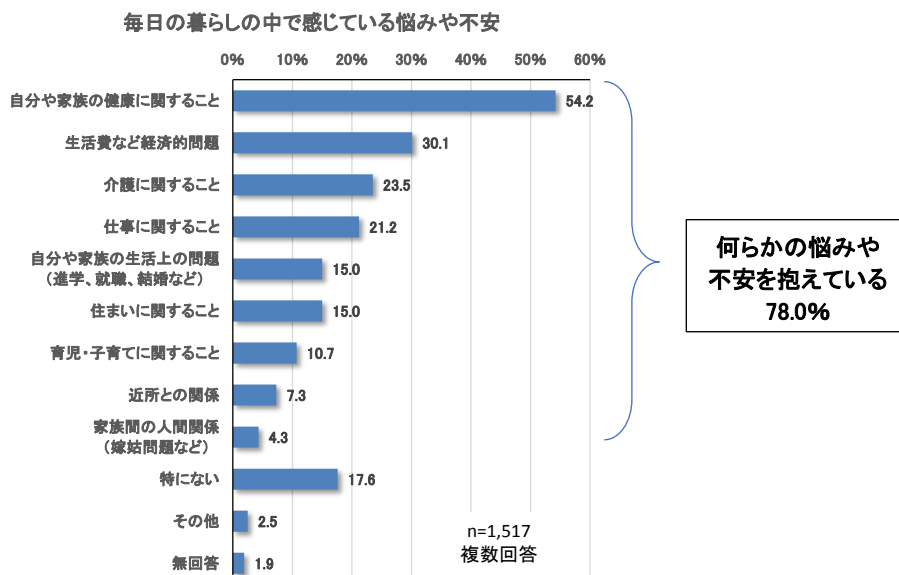
3 今後、あなたは地域福祉活動をしたいと思いますか。

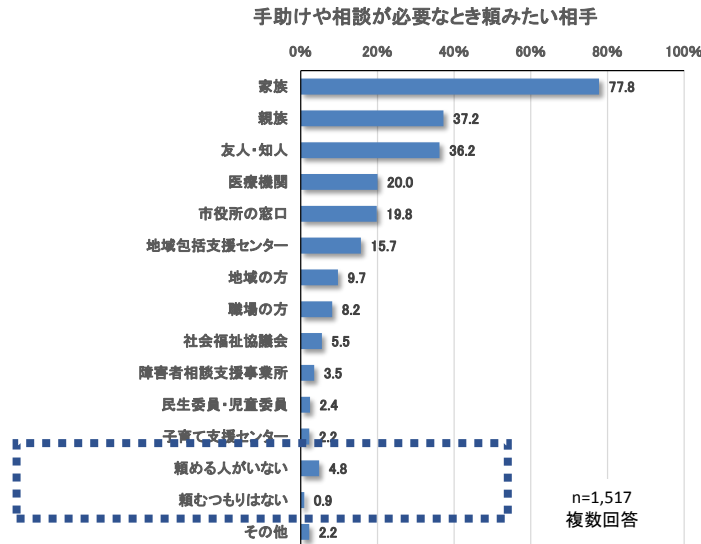


地域福祉活動について「引き続き活動したい」「できれば活動したい」と回答した割合は3割に満たない状況です。「活動できない」「活動したくない」と回答した理由には「自分の興味や自由な時間を優先したい」「きっかけがつかめない」「活動に関する情報がない」など、必ずしも地域福祉活動への参加の否定にはつながらない理由が含まれています。

地域福祉活動への参加は地域での人々の交流を促進することから、従来の狭義の福祉に関する活動のみならず、趣味や特技に関する活動等への参加も活性化することが重要です。

4 あなたは、毎日の暮らしの中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思いますか。





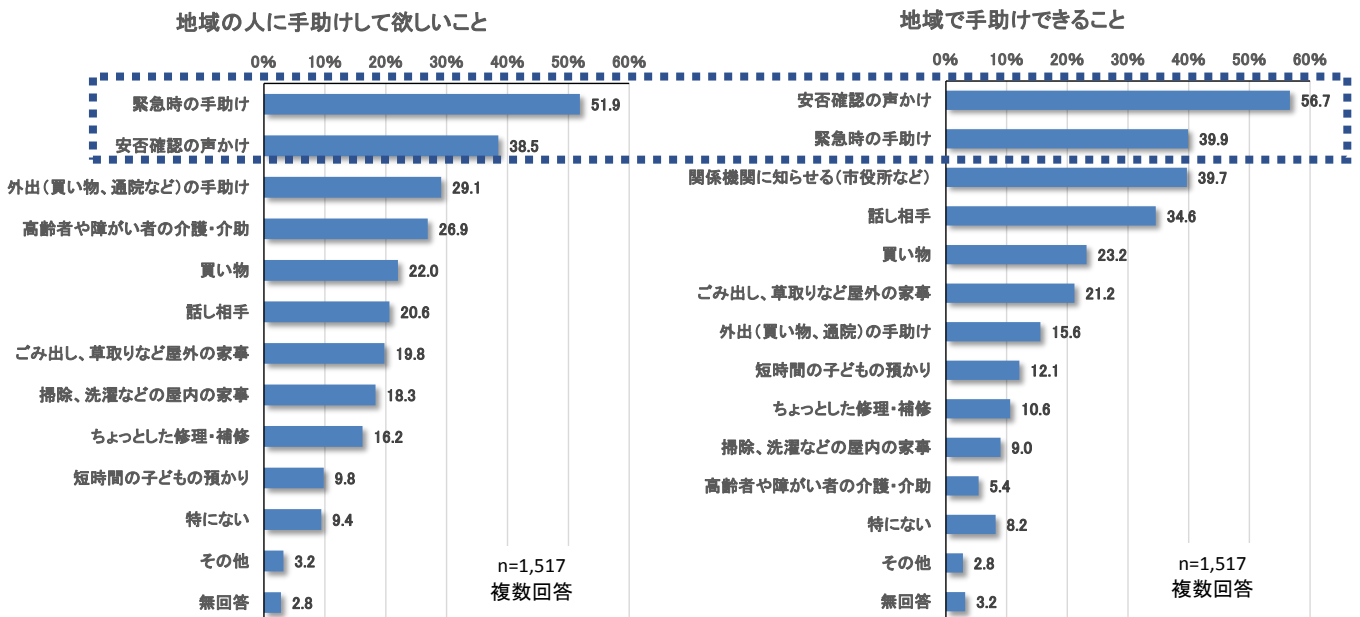
多くの方が何かしらの悩みや不安を抱えています。特に健康に関することは、高い回答割合を示しています。

また、生活の中で、手助けや相談が必要なおきに頼みたい相手は主に家族や親族、友人・知人といった身近な人です。

時間が経過すれば、子どもは成長し、成人や高齢者は年齢を重ねます。今は困りごとがなくても、時間の経過とともに状況は変化していきます。

また、「頼める人がいない」という回答が4.8%、「頼むつもりがない」が0.9%と、孤立、孤独と考えられる層の存在も見えてきました。

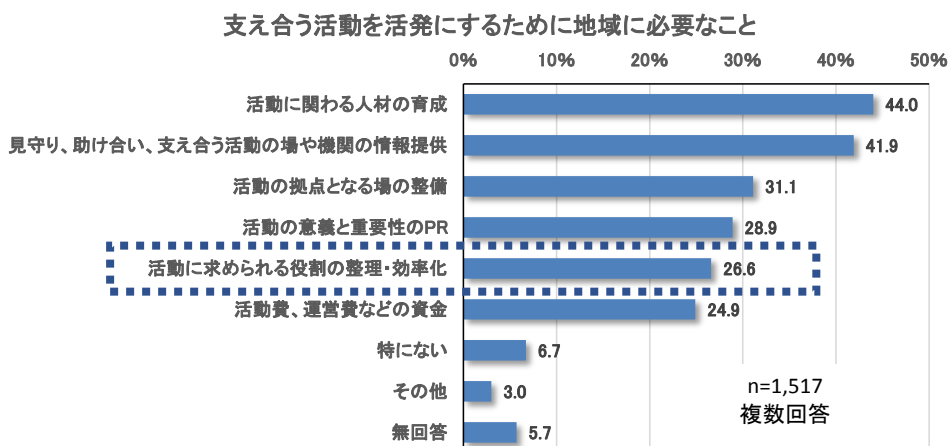
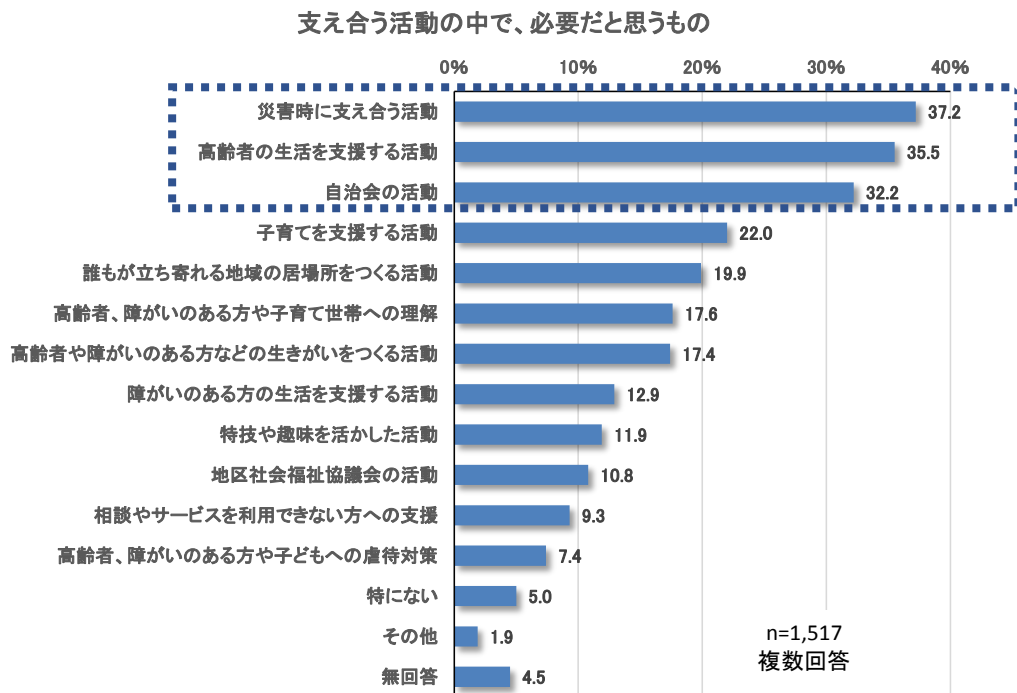
6 地域の方にどのような手助けをしてほしいですか。



地域の人に手助けをして欲しい内容、地域で手助けできる内容は、いずれも多岐にわたります。一方で、多くの方が手助けをして欲しい、手助けできる内容として緊急時の手助けや安否確認の声かけを挙げています。

手助けを必要としている人と手助けできる人をつなぐ仕組みがあれば、悩みや不安の解消につながり、安心して暮らせるようになります。

- 7 支え合う活動の中で、必要だと思うものは何ですか。
支え合う活動を活発にするためには、地域に何が必要だと思いますか。



多くの方が災害時に支え合う活動、高齢者の生活を支援する活動、自治会の活動について、必要だと回答しています。

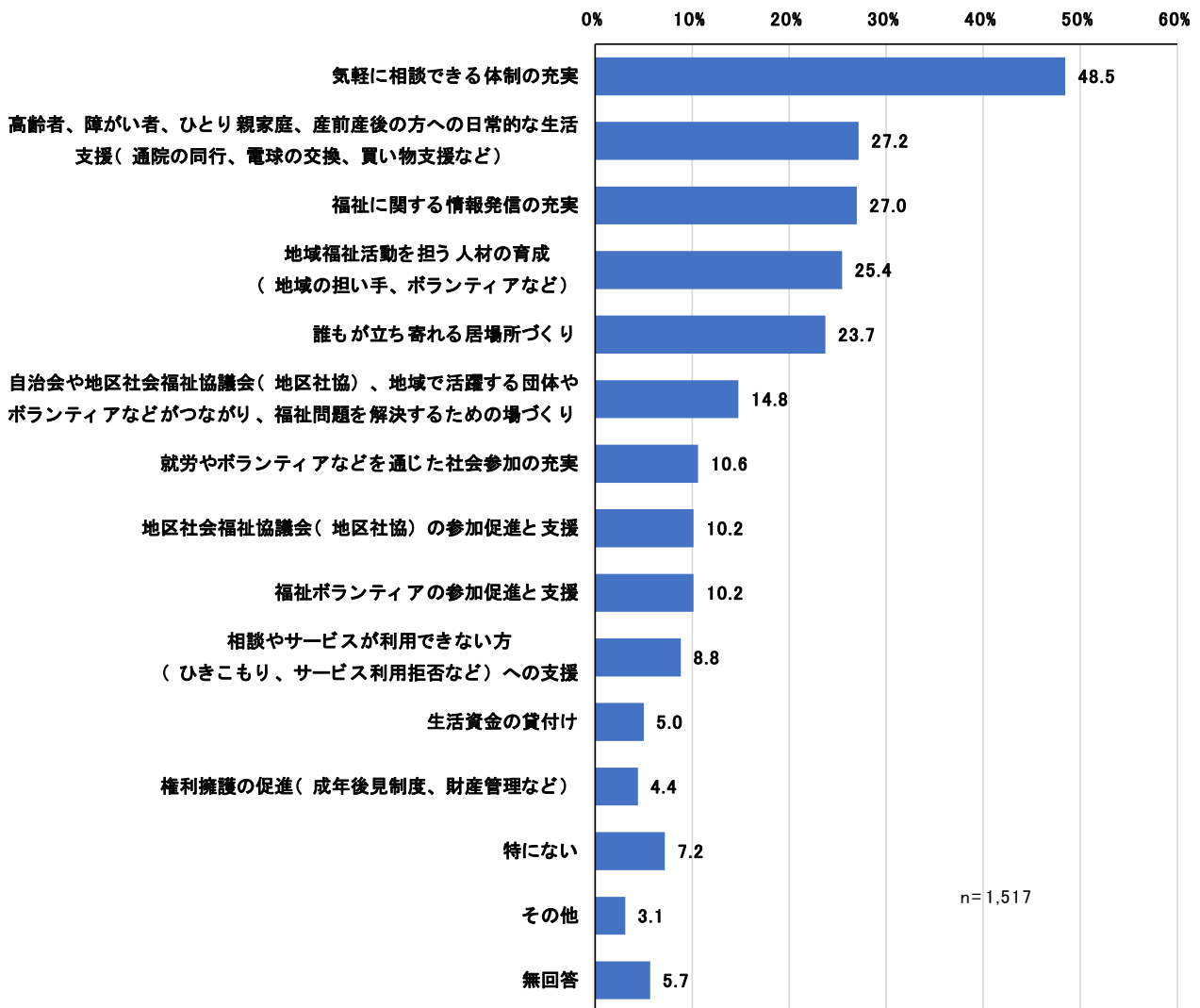
また、支え合う活動を活発にするためには、人材の育成や情報提供のほかに、活動に求

められる役割の整理・効率化も求められています。

地域が求めているのは、災害時に支え合う活動、高齢者の生活を支援する活動、自治会の活動などです。地域福祉の中で求められている、地域の人々が見守りの中で困りごとを抱える人に気付き、その気付きを適切な支援へとつないでいく体制とも密接なかかわりがあることから、これらの活動を担っている団体や組織への積極的な支援が重要となります。

また、支え合う活動を活発にするために、人材の育成や情報提供、活動拠点の整備等の地域福祉の体制づくりである公的な支援に加え、求められる活動に対する負担感を増大させないことも重要です。

8 市社会福祉協議会の行う活動、支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。
社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援



社会福祉協議会に期待される活動や支援は、気軽に相談できる体制の充実のほか、分野は多岐にわたります。

関係部署が様々な事業を社会福祉協議会に求めています。その内容や方向性、考え方

について互いに理解し合意形成することで、より効果的な社会福祉協議会の活動に資することができます。

Ⅲ 計画を策定するまで

- 1 計画策定の経過
(原案にて取りまとめます。)

- 2 座間市地域保健福祉サービス推進委員会への諮問・答申
(原案にて取りまとめます。)

- 3 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則・委員名簿
(原案にて取りまとめます。)

- 4 座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱
(原案にて取りまとめます。)

IV 市民アンケート調査報告書 概要版

1. 調査の実施概要

1) 調査目的

本業務は、座間市地域福祉計画（第三期）が令和2年度末で計画期間が終了することから、座間市地域福祉計画（第四期）策定のための基礎資料とすることを目的に実施する。

2) 調査対象者

- ① 令和元年10月1日時点、座間市内在住の満20歳以上の男女3,000人
- ② 住民基本台帳による無作為抽出

3) 集計の内容

① 単純集計

各質問に対する回答を集計し、グラフで報告している。

② クロス集計

回答者属性および自由記入設問を除く質問に対し、性別、年齢階層別、職業有無別、世帯構成別にクロス集計をグラフで報告している。

なお、職業の有無に関しては、以下のように分類した。

職業有：会社員、公務員、自営業（商店、企業経営など）、農林業、専門的職業（医師、看護師、弁護士、会計士、芸術家など）、その他（職業記載、派遣含む）

職業無：家事専業、無職（年金生活者など）、学生、パート、アルバイト、その他（職業記載無、空白除く）

4) 集計結果の見方

- ① 回答は小数点第2位を四捨五入し、構成比率（％）で小数点第1位までを表示している。よって、回答率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ② 複数回答の設問の場合、比率の合計が100.0%を上回る場合がある。
- ③ 「n」は回答者数を表す。
- ④ [SA]は単一回答、[MA]は複数回答を表す。

5) 回収結果

① 調査方法

発送：郵送発送。調査票、返信用封筒を封入。

回収：郵送回収。

督促：お礼状兼督促状の発送1回。

② 調査日程

発送：令和元年11月8日（金）

期限：令和元年11月30日（土）

※集計対象は令和元年12月20日（金）までの到着分とした。

③ 回収結果

回収数：1,517件 配布数：2,999件 回収率：50.6%

2. 集計結果

1) 回答者の属性

回答者の属性は以下のとおりであった。

■ 性別

	男性	女性	無回答	回答者数
件数	619	855	43	1,517
割合	40.8%	56.4%	2.8%	100.0%

■ 年齢階層別

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上	無回答	回答者数
件数	105	155	234	260	296	319	109	24	15	1,517
割合	6.9%	10.2%	15.4%	17.1%	19.5%	21.0%	7.2%	1.6%	1.0%	100.0%

■ 居住地区

	相模が丘	小松原	ひばりが丘	東原	さがみ野	相武台	広野台	栗原	栗原中央	南栗原
件数	292	60	163	88	31	132	31	16	72	95
割合	19.2%	4.0%	10.7%	5.8%	2.0%	8.7%	2.0%	1.1%	4.7%	6.3%

	西栗原	緑ヶ丘	明王	立野台	入谷	入谷東	四ツ谷	新田宿	座間	無回答	回答者数
件数	26	84	6	68	103	89	32	29	80	20	1,517
割合	1.7%	5.5%	0.4%	4.5%	6.8%	5.9%	2.1%	1.9%	5.3%	1.3%	100.0%

■ 居住年数（※問3の無回答者を除く）

	件数	割合
50年以上住んでいる	210	14.0%
20～49年住んでいる	128	8.6%
10～19年住んでいる	286	19.1%
5～9年住んでいる	757	50.6%
住みはじめて5年に満たない	110	7.3%
無回答	6	0.4%
回答者数	1,497	100.0%

■ 職業

	件数	割合
会社員	387	25.5%
公務員	35	2.3%
自営業（商店、企業経営など）	44	2.9%
農林業	3	0.2%
家事専業	233	15.4%
無職（年金生活者など）	394	26.0%
学生	28	1.8%
パート、アルバイト	267	17.6%
専門的職業（医師、看護師、弁護士、会計士、芸術家など）	50	3.3%
その他	50	3.3%
無回答	26	1.7%
回答者数	1,517	100.0%

■ 家族構成

	件数	割合
ひとり暮らし世帯	188	12.4%
夫婦のみの世帯	450	29.7%
親と子の2世代世帯	701	46.2%
親と子と孫の3世代世帯	75	4.9%
その他	79	5.2%
無回答	24	1.6%
回答者数	1,517	100.0%

■ 家族構成別同居家族の属性

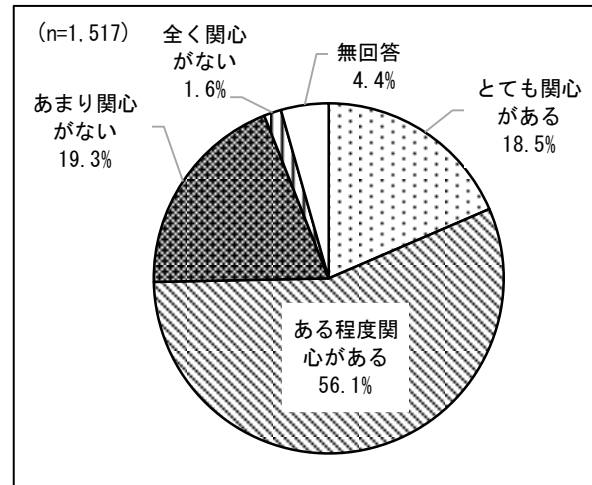
	件数	割合
乳児（1歳未満）	25	1.6%
乳児を除く小学校入学前の幼児	113	7.4%
小学生	133	8.8%
中学生・高校生	150	9.9%
高齢者（65歳以上）	541	35.7%
介護を必要とする方	74	4.9%
障がいのある方	106	7.0%
いずれもない	575	37.9%
無回答	53	3.5%
回答者数	1,517	100.0%

2) 福祉について

① 福祉への関心 [SA]

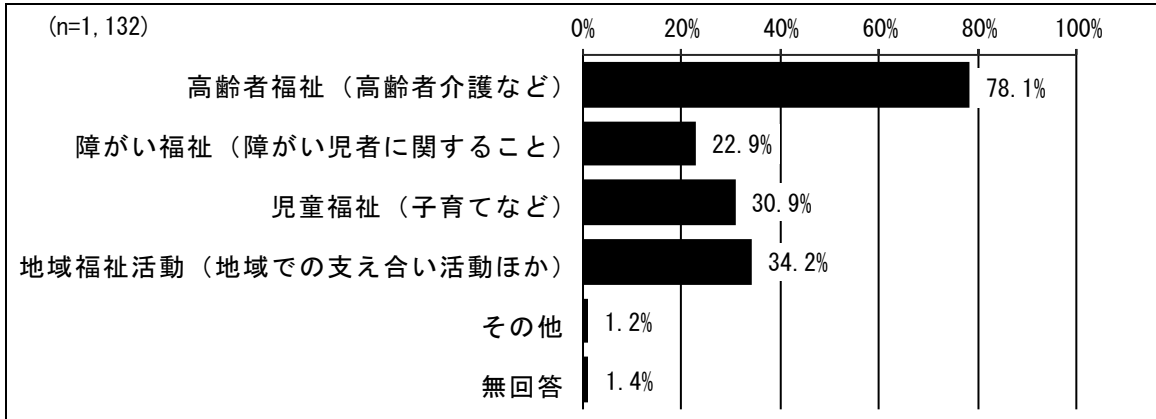
福祉への関心度についてみると、「ある程度関心がある」が56.1%で最も高く、次いで「あまり関心がない」の19.3%、「とても関心がある」の18.5%と続いている。

また、関心がある割合（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は74.6%となっている。



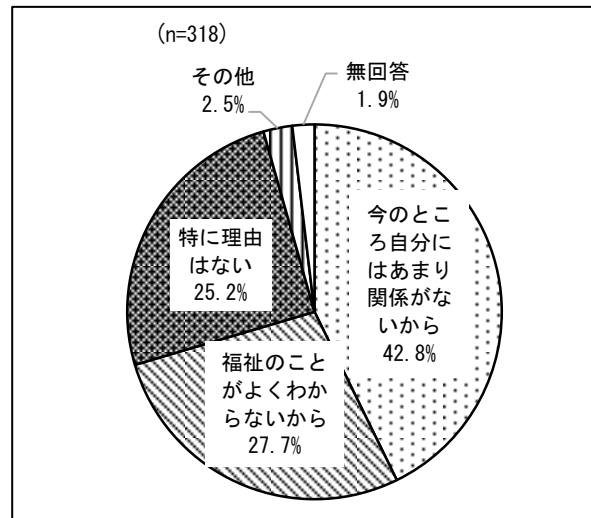
② 関心のある福祉分野 [MA]

問8において「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と答えた方に対し、関心のある福祉分野についてみると、「高齢者福祉」が78.1%で最も高く、次いで「地域福祉活動」の34.2%、「児童福祉」の30.9%と続いている。



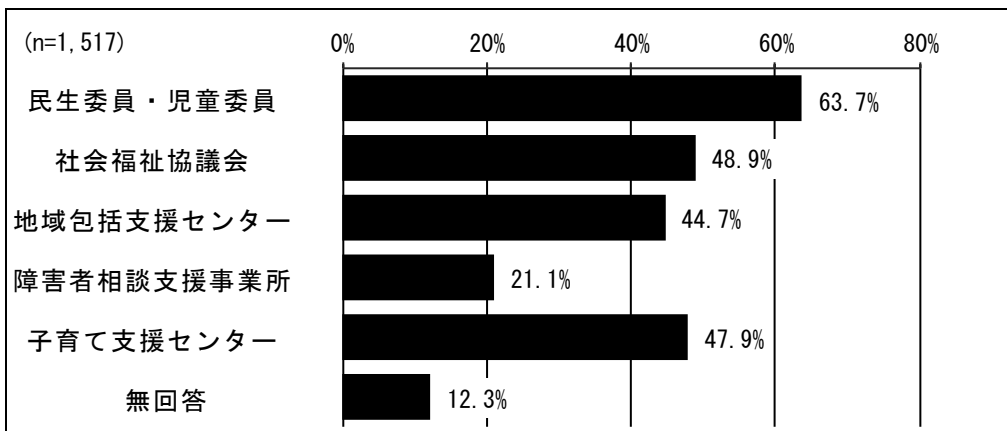
③ 関心がない理由 [SA]

問8において「あまり関心がない」または「全く関心がない」と答えた人に対し、関心がない理由についてみると、「今のところ自分にはあまり関係がないから」が42.8%で最も高く、次いで「福祉のことがよくわからないから」の27.7%、「特に理由はない」の25.2%と続いている。



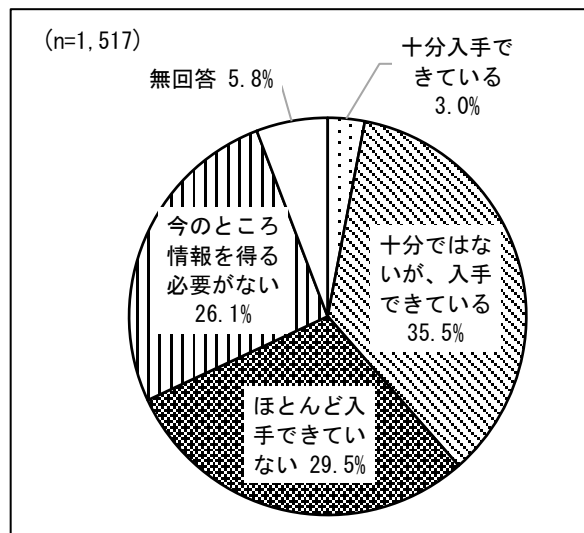
④ 福祉サービス団体や機関の認知度 [MA]

福祉サービス団体や機関の認知度については、「民生委員・児童委員」が63.7%で最も高く、次いで「社会福祉協議会」の48.9%、「子育て支援センター」の47.9%と続いている。



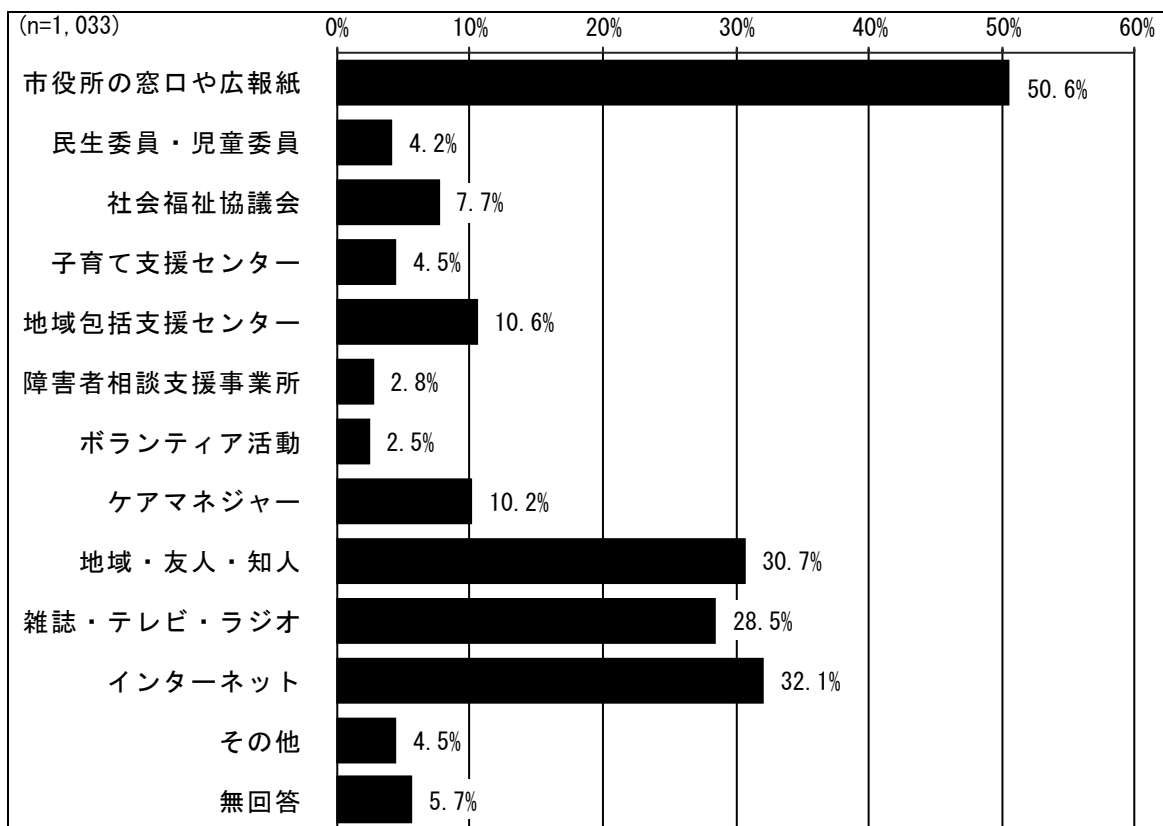
⑤ 福祉サービス情報の入手程度 [SA]

自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについては、「十分ではないが、入手できている」が 35.5%で最も高く、次いで「ほとんど入手できていない」の 29.5%、「今のところ情報を得る必要がない」の 26.1%と続いている。



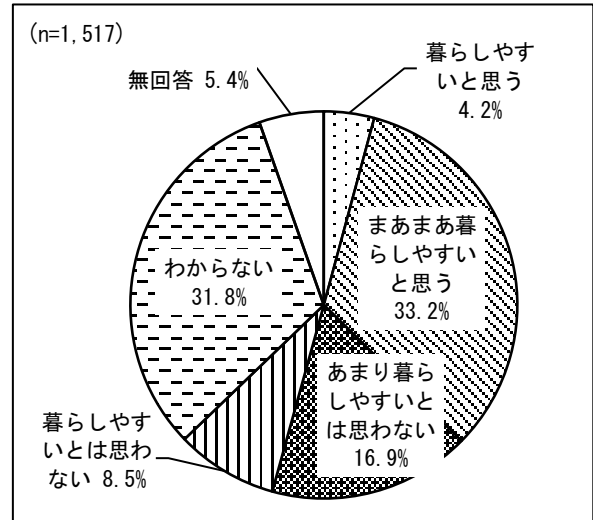
⑥ 福祉サービス情報の入手場所 [MA]

問 10 で「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」「ほとんど入手できていない」と答えた人に対し、主な情報の入手場所についてみると、「市役所の窓口や広報紙」が 50.6%で最も高く、次いで「インターネット」の 32.1%、「地域・友人・知人」の 30.7%と続いている。



⑦ 暮らしやすさ [SA]

暮らしやすさについてみると、「まあまあ暮らしやすいと思う」が33.2%で最も高く、次いで「わからない」の31.8%、「あまり暮らしやすいとは思わない」の16.9%と続いている。



⑧ 暮らしやすさ・暮らしにくさの理由 (自由記入)

問 11 で「暮らしやすいと思う」と答えた方について、その理由をみると、「生活の便が良い」が最も多く、次いで「環境が良い(緑が多い)」、「福祉が充実している」と続いている。また、問 11 で「まあまあ暮らしやすいと思う」と答えた方について、その理由をみると、「特に不満や不便を感じない」が最も多く、「生活の便が良い」、「子育て支援が十分にある」と続いている。

一方、問 11 で「あまり暮らしやすいとは思わない」と答えた方について、その理由をみると、福祉関連では「施設が不十分」が最も多く、「他の自治体よりサービスが悪い」と続いている。また、福祉関連以外では「道路・歩道等の設備が不十分」が最も多く、「交通の便が悪い」、「道路環境が悪い(坂道・狭い道)」と続いている。

また、問 11 で「暮らしやすいとは思わない」と答えた方について、その理由をみると、福祉関連では「他の自治体よりサービスが悪い」が最も多く、「子育て支援が不十分」、「情報が不足している」と続いている。また、福祉関連以外では「道路・歩道等の設備が不十分」が最も多く、「交通の便が悪い」と続いている。

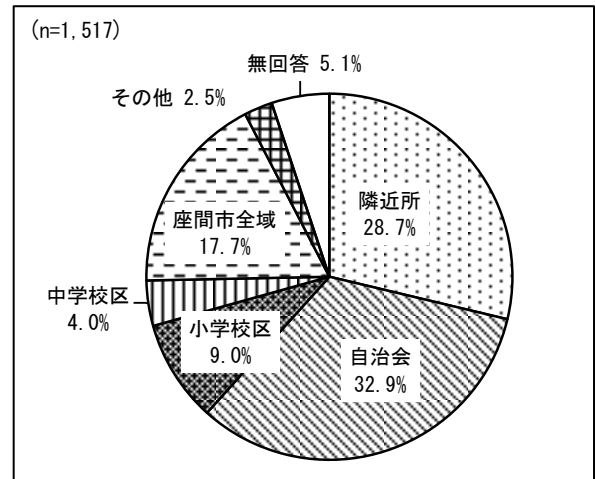
理由(上位5項目)

暮らしやすいと思う	件数	まあまあ暮らしやすいと思う	件数
生活の便が良い	8	特に不満や不便を感じない	24
環境が良い(緑が多い)	7	生活の便が良い	23
福祉が充実している	6	子育て支援が十分にある	18
周囲との人間関係が良い	5	環境が良い(緑が多い)	15
行政・市職員の対応が丁寧	5	福祉が充実している	15
あまり暮らしやすいとは思わない	件数	暮らしやすいとは思わない	件数
道路・歩道等の設備が不十分	29	道路・歩道等の設備が不十分	26
交通の便が悪い	28	他の自治体よりサービスが悪い	11
道路環境が悪い(坂道・狭い道)	23	子育て支援が不十分	11
施設が不十分	19	情報が不足している	8
他の自治体よりサービスが悪い	14	交通の便が悪い	7

3) 地域との関わり

① 地域の範囲 [SA]

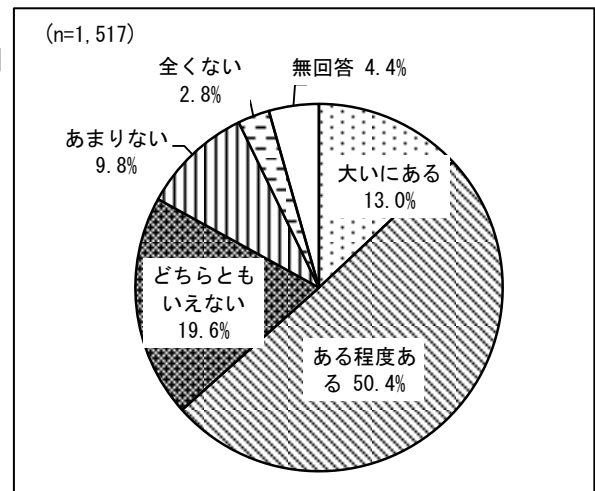
回答者の考える地域の範囲については、「自治会」が 32.9%で最も高く、次いで「隣近所」の 28.7%、「座間市全域」の 17.7%となっている。



② 地域への愛着度 [SA]

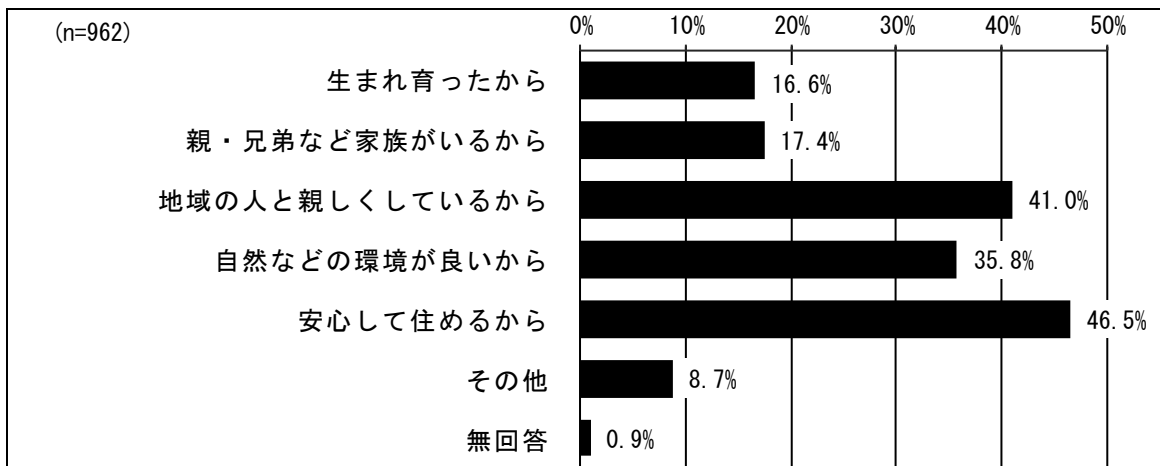
地域への愛着度についてみると、「ある程度ある」が 50.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」の 19.6%、「大いにある」の 13.0%と続いている。

また、地域への愛着がある割合（「大いにある」と「ある程度ある」の合計）が 60%以上と高くなっており、地域への愛着の高さがうかがえる。



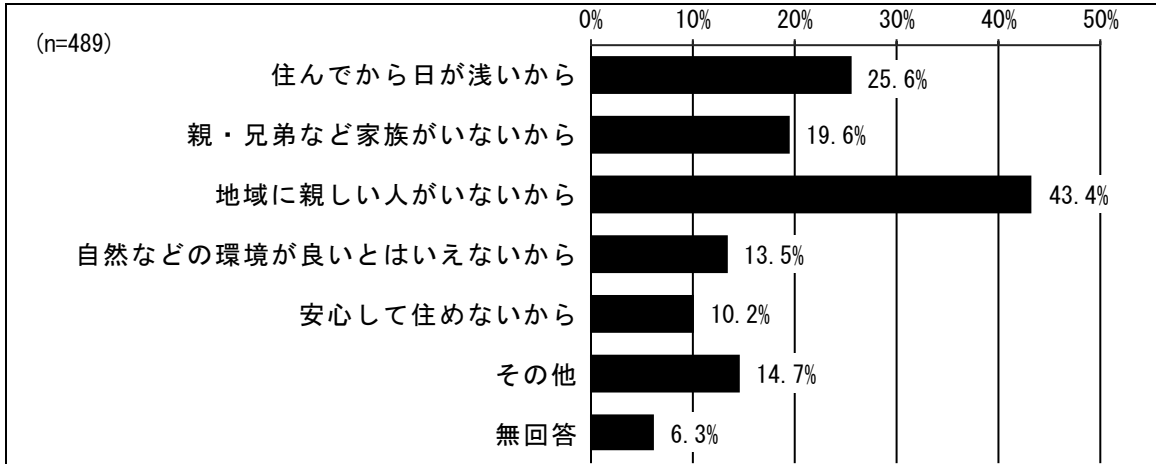
③ 愛着を感じる理由 [MA]

問 13 において「大いにある」または「ある程度ある」と答えた人に対し、愛着を感じる理由についてみると、「安心して住めるから」が 46.5%で最も高く、次いで「地域の人と親しくしているから」の 41.0%、「自然などの環境が良いから」の 35.8%と続いている。



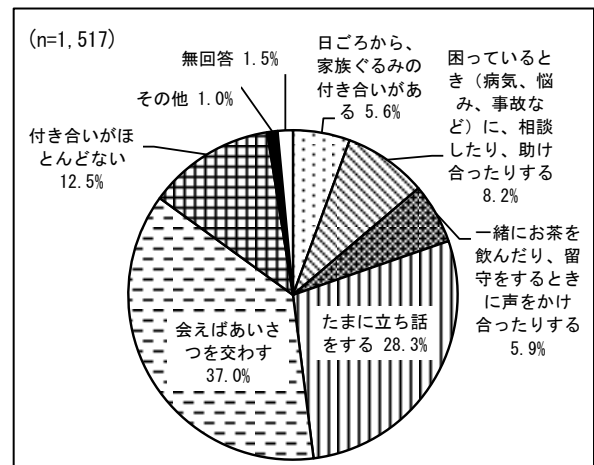
④ 愛着を感じない理由 [MA]

問 13 において「どちらともいえない」「あまりない」「全くない」と答えた人に対し、愛着を感じない理由についてみると、「地域に親しい人がいないから」が 43.4%で最も高く、次いで「住んでから日が浅いから」の 25.6%、「親・兄弟など家族がいないから」の 19.6%と続いている。



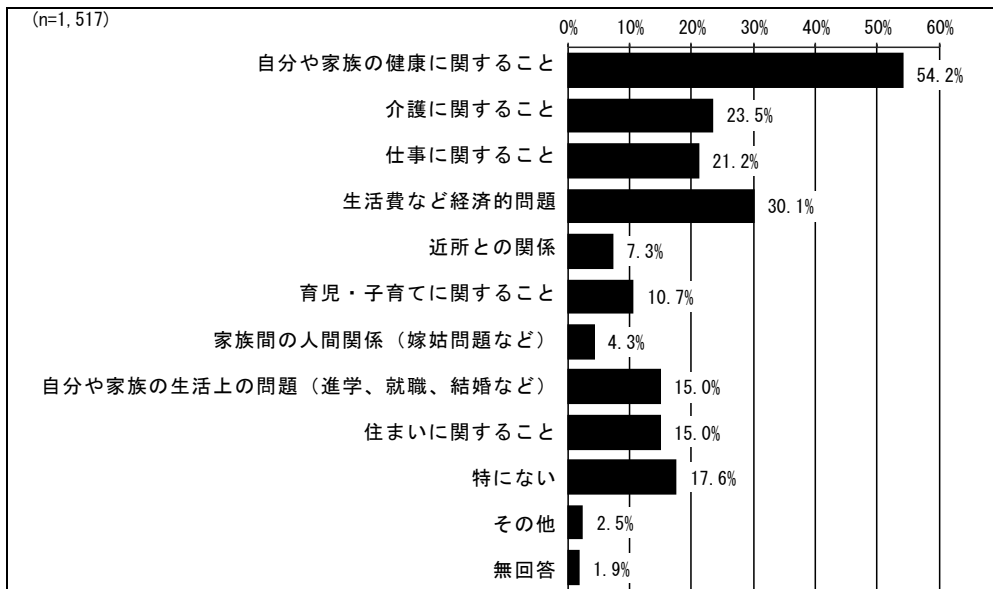
⑤ 近所との付き合い [SA]

近所との付き合いの程度についてみると、「会えばあいさつを交わす」が 37.0%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする」の 28.3%、「付き合いがほとんどない」の 12.5%と続いている。



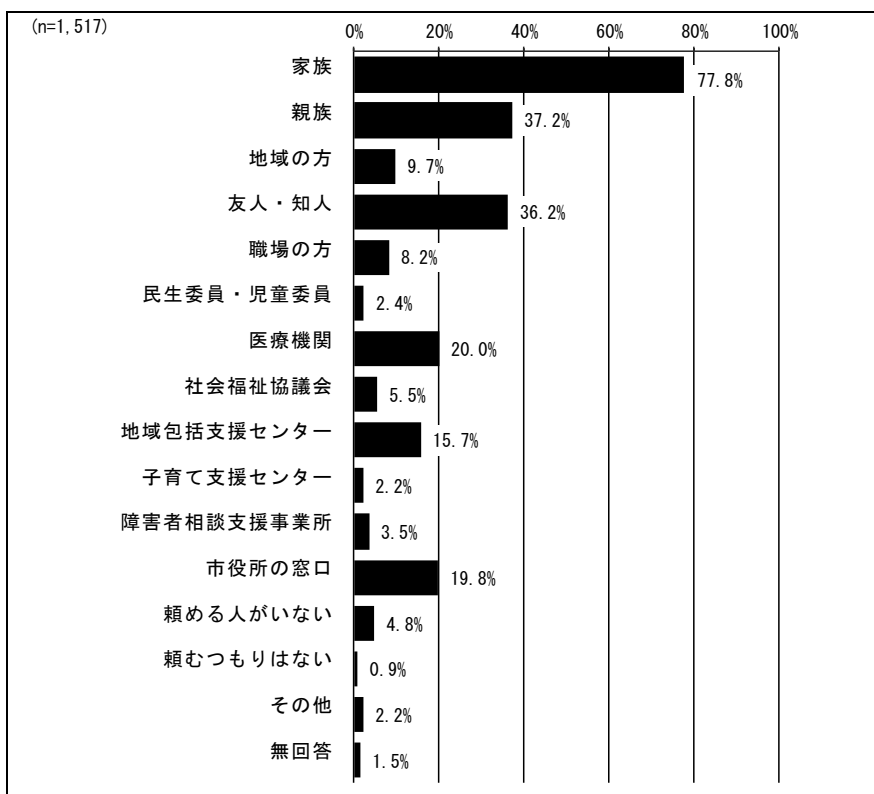
⑥ 毎日の暮らしの中での悩み [MA]

毎日の暮らしの中での悩みについてみると、「自分や家族の健康に関すること」が 54.2% で最も高く、次いで「生活費など経済的問題」の 30.1%、「介護に関すること」の 23.5% と続いている。



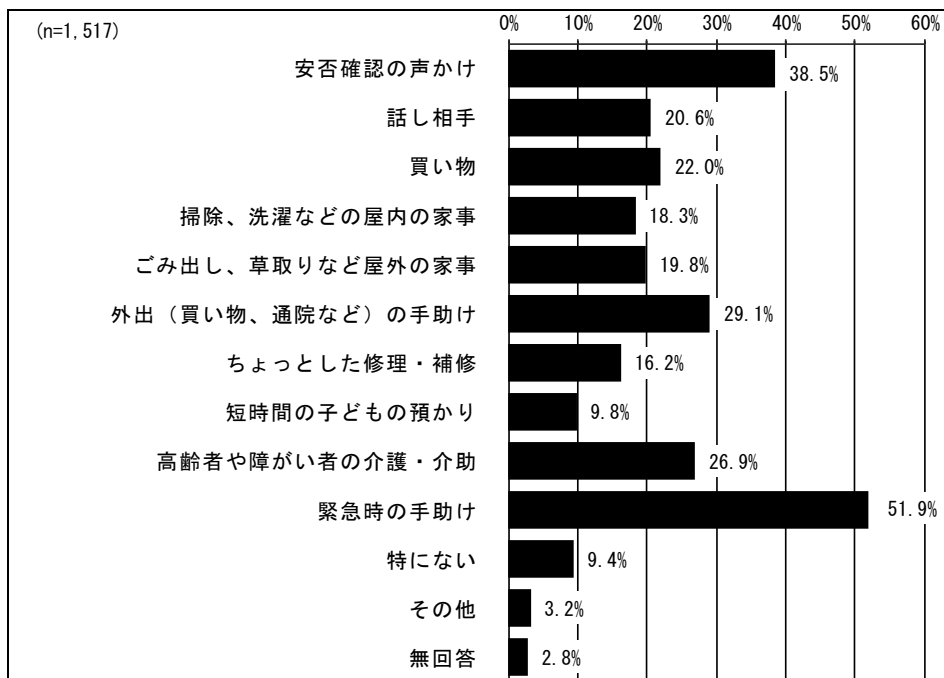
⑦ 援助・相談相手 [MA]

相談や助けが必要なときの援助・相談相手についてみると、「家族」が 77.8% で最も高く、次いで「親族」の 37.2%、「友人・知人」の 36.2% と続いている。



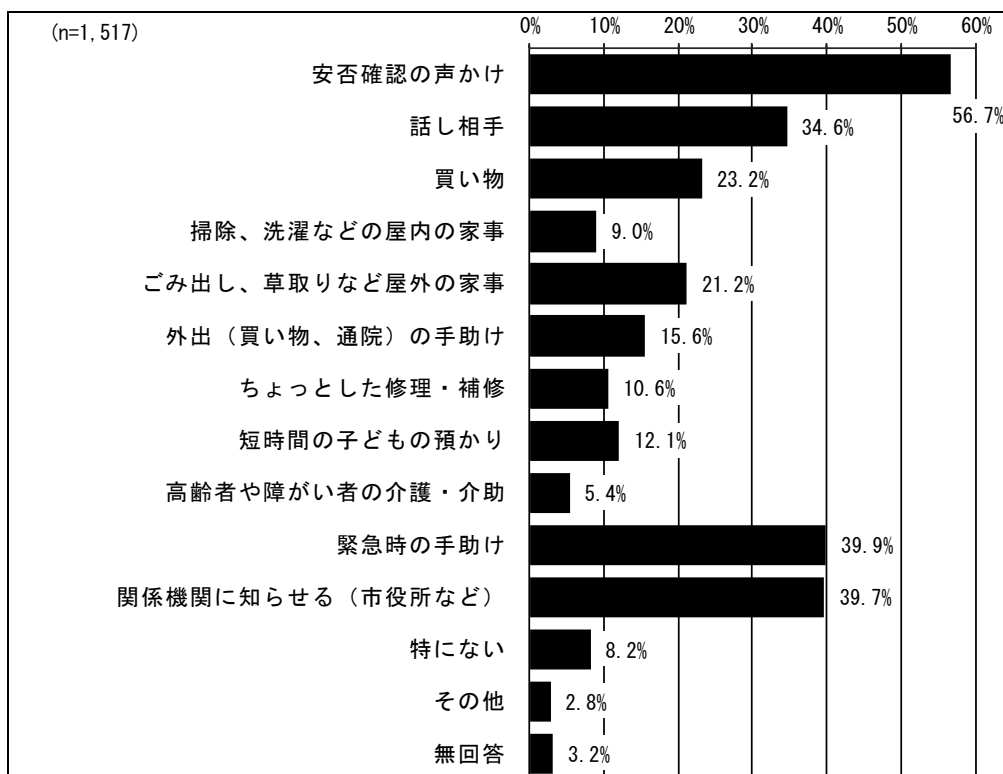
⑧ 手助けしてほしい事 [MA]

地域の方に手助けしてほしい事についてみると、「緊急時の手助け」が51.9%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の38.5%、「外出（買い物・通院など）の手助け」の29.1%と続いている。



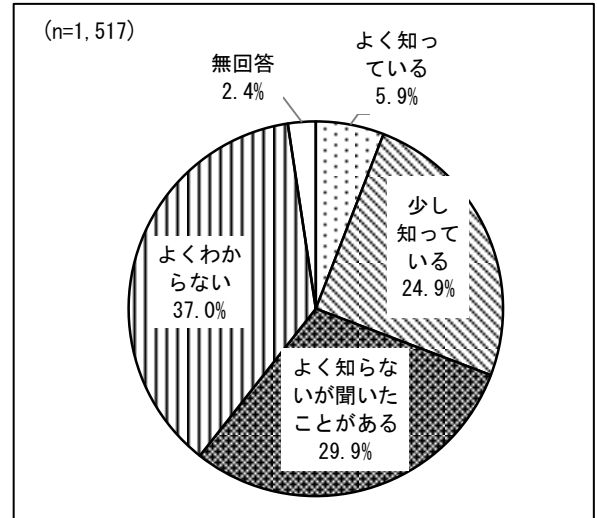
⑨ 手助けできる事 [MA]

手助けできる事についてみると、「安否確認の声かけ」が56.7%で最も高く、次いで「緊急時の手助け」の39.9%、「関係機関に知らせる（市役所など）」の39.7%と続いている。



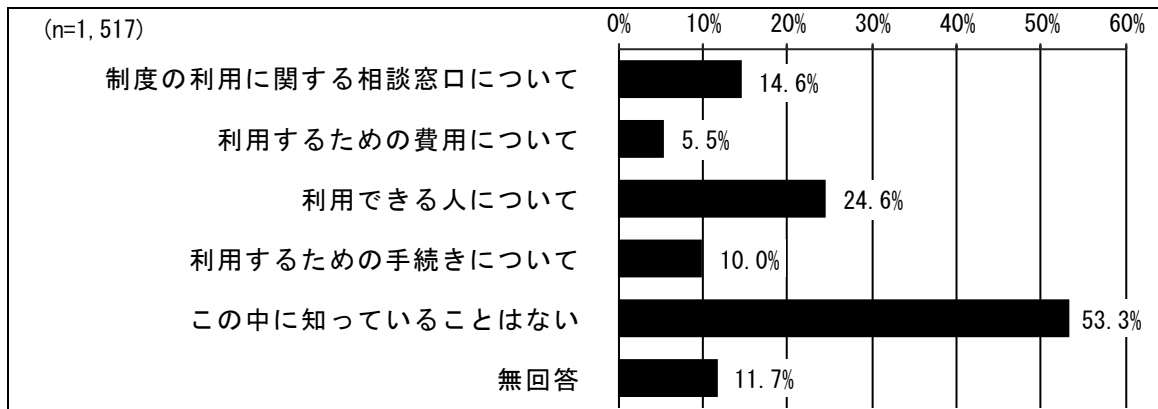
⑩ 成年後見制度の認知度 [SA]

成年後見制度の認知度についてみると、「よくわからない」が37.0%で最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の29.9%、「少し知っている」の24.9%と続いている。また、知っている割合（「よく知っている」と「少し知っている」の合計）は30.8%となっている。



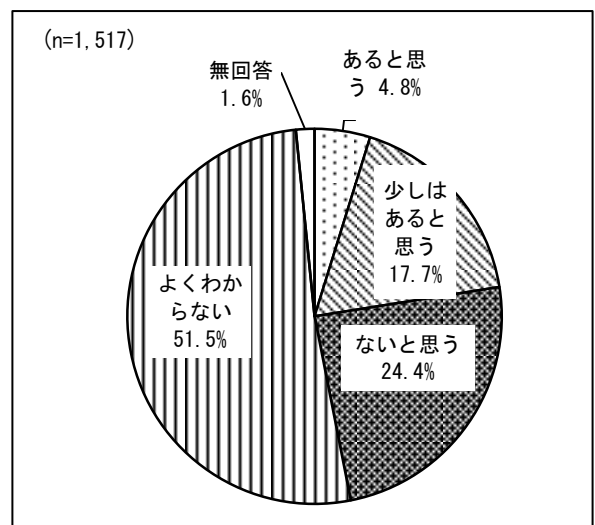
⑪ 知っている内容 [MA]

成年後見制度について知っている事をみると、「この中に知っていることはない」が53.3%で最も高く、次いで「利用できる人について」の24.6%、「制度の利用に関する相談窓口について」の14.6%と続いている。



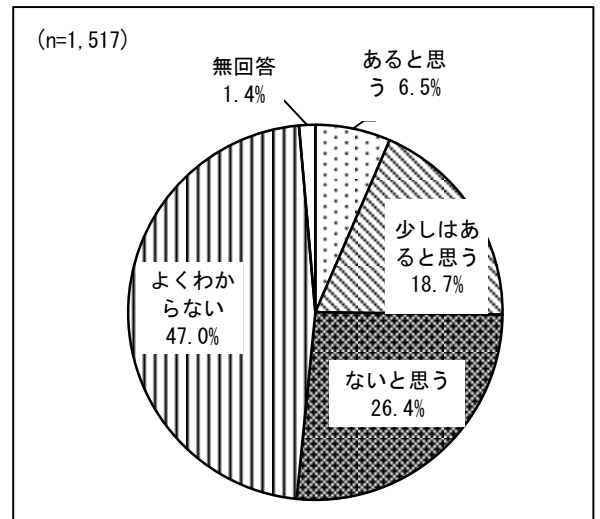
⑫ 障がい理由とした差別や偏見の有無 [SA]

障がい理由とした差別や偏見の有無についてみると、「よくわからない」が51.5%で最も高く、次いで「ないと思う」の24.4%、「少しはあると思う」の17.7%と続いている。



⑬ 高齢者・障がい者・子どもなどへの虐待の有無 [SA]

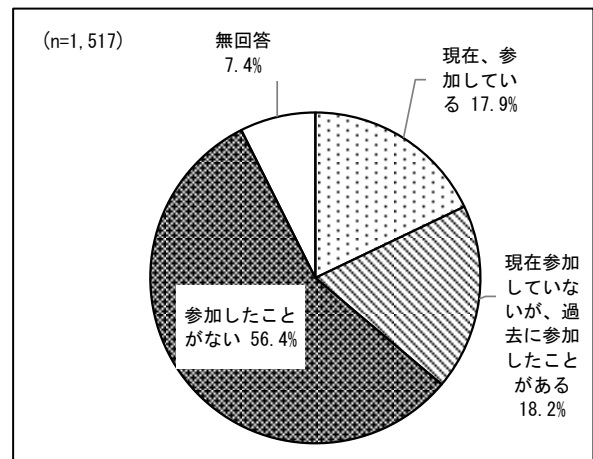
高齢者や障がいのある方、子どもなどへの虐待の有無についてみると、「よくわからない」が47.0%で最も高く、次いで「ないと思う」の26.4%、「少しはあると思う」の18.7%と続いている。



4) 地域福祉活動

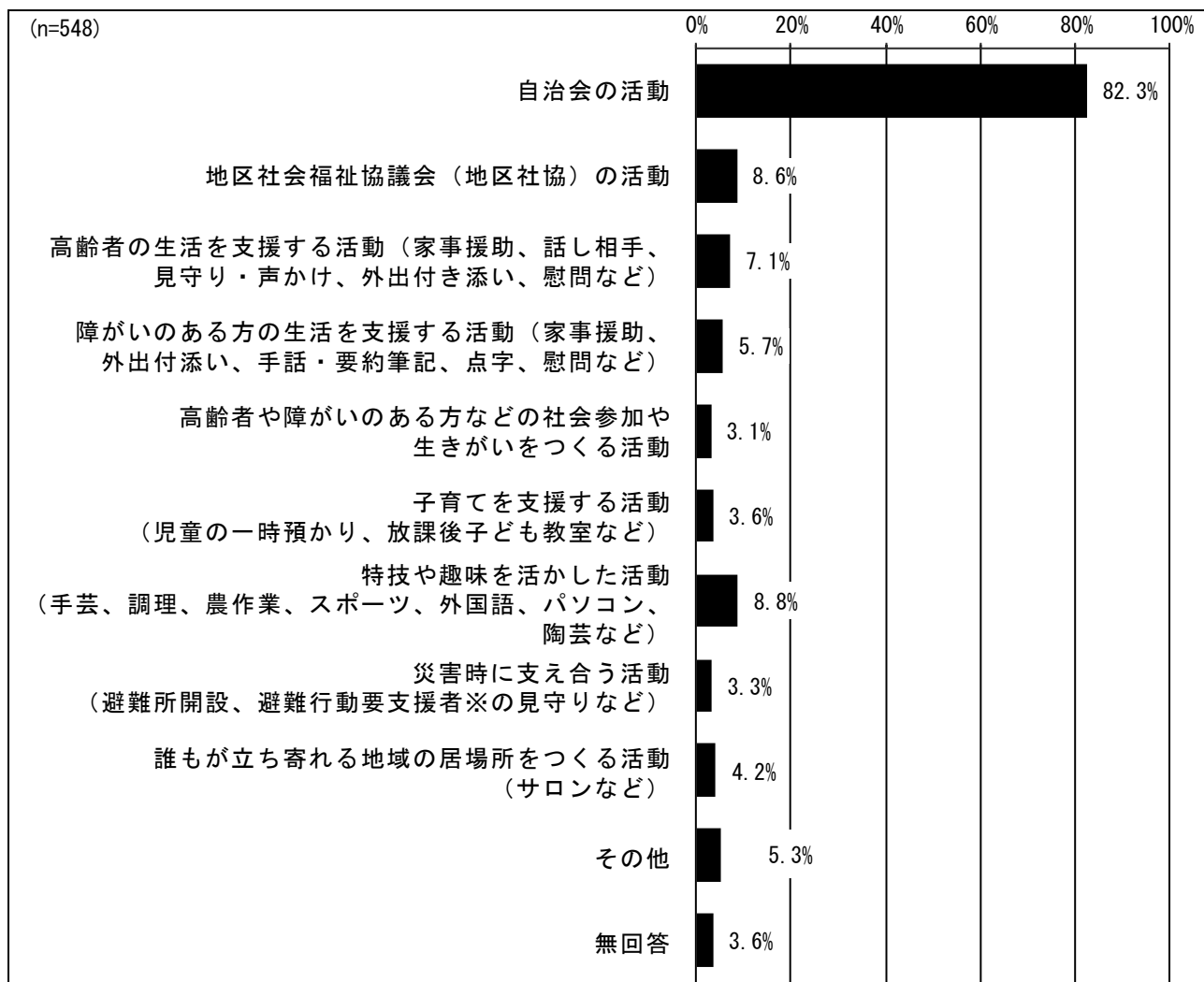
① 地域活動への参加 [SA]

地域活動や公民館などでの活動の参加状況についてみると、「参加したことがない」は56.4%で最も高いものの、次の「現在参加していないが、過去に参加したことがある」は18.2%であり、「現在、参加している」も含めた参加経験がある割合は36.1%となっている。



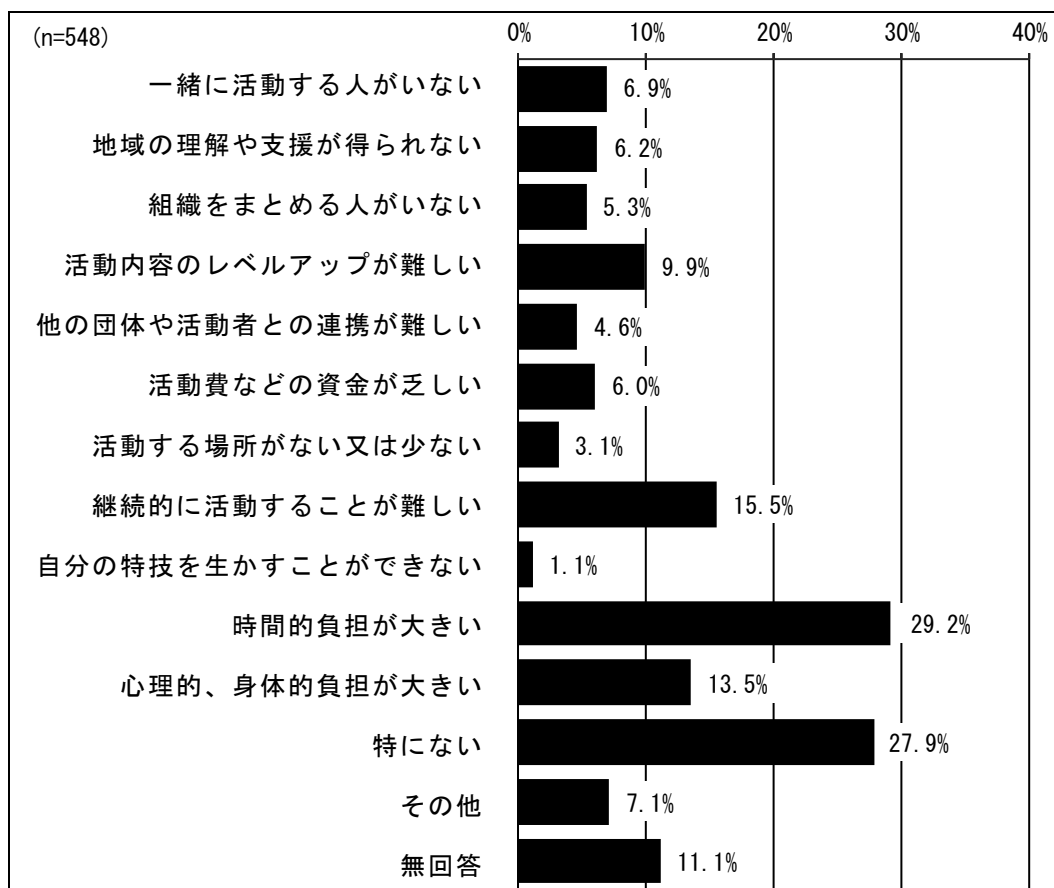
② 参加活動内容 [MA]

問 23 において「現在、参加している」または「現在参加していないが、過去に参加したことがある」と答えた方に対し、参加している活動内容についてみると、「自治会の活動」が 82.3%で最も高く、次いで「特技や趣味を活かした活動」の 8.8%、「地区社会福祉協議会の活動」の 8.6%と続いている。



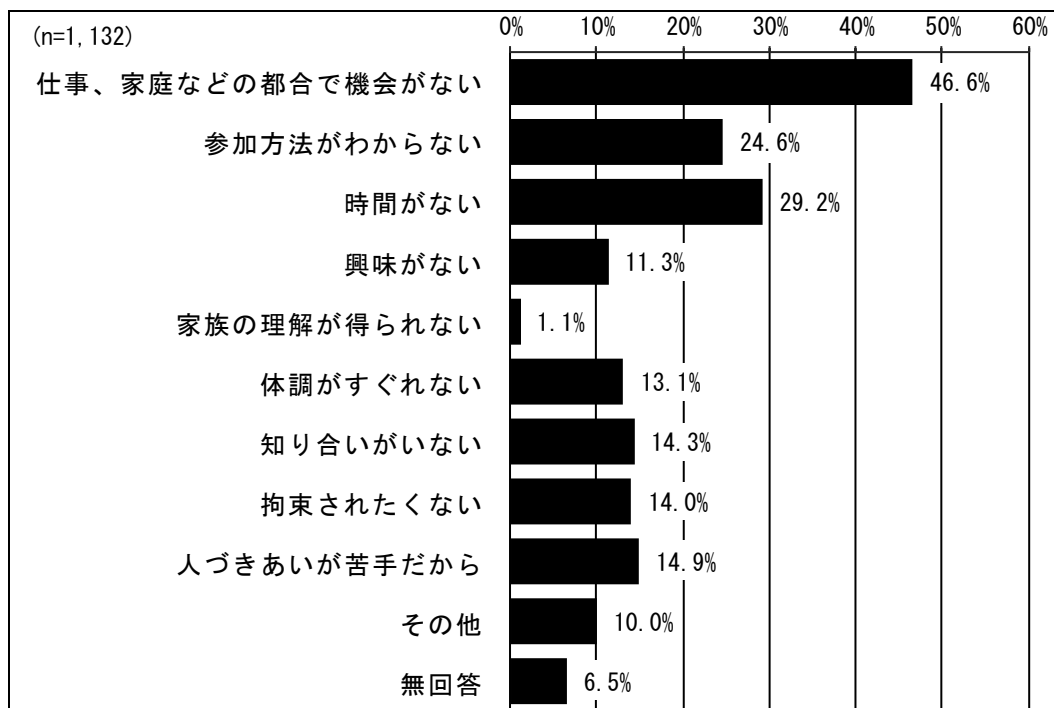
③ 活動の中で困った事 [MA]

問 23 において「現在、参加している」または「現在参加していないが、過去に参加したことがある」と答えた方に対し、活動の中で困った事をみると、「時間的負担が大きい」が 29.2%で最も高く、次いで「特にない」の 27.9%と続いている。



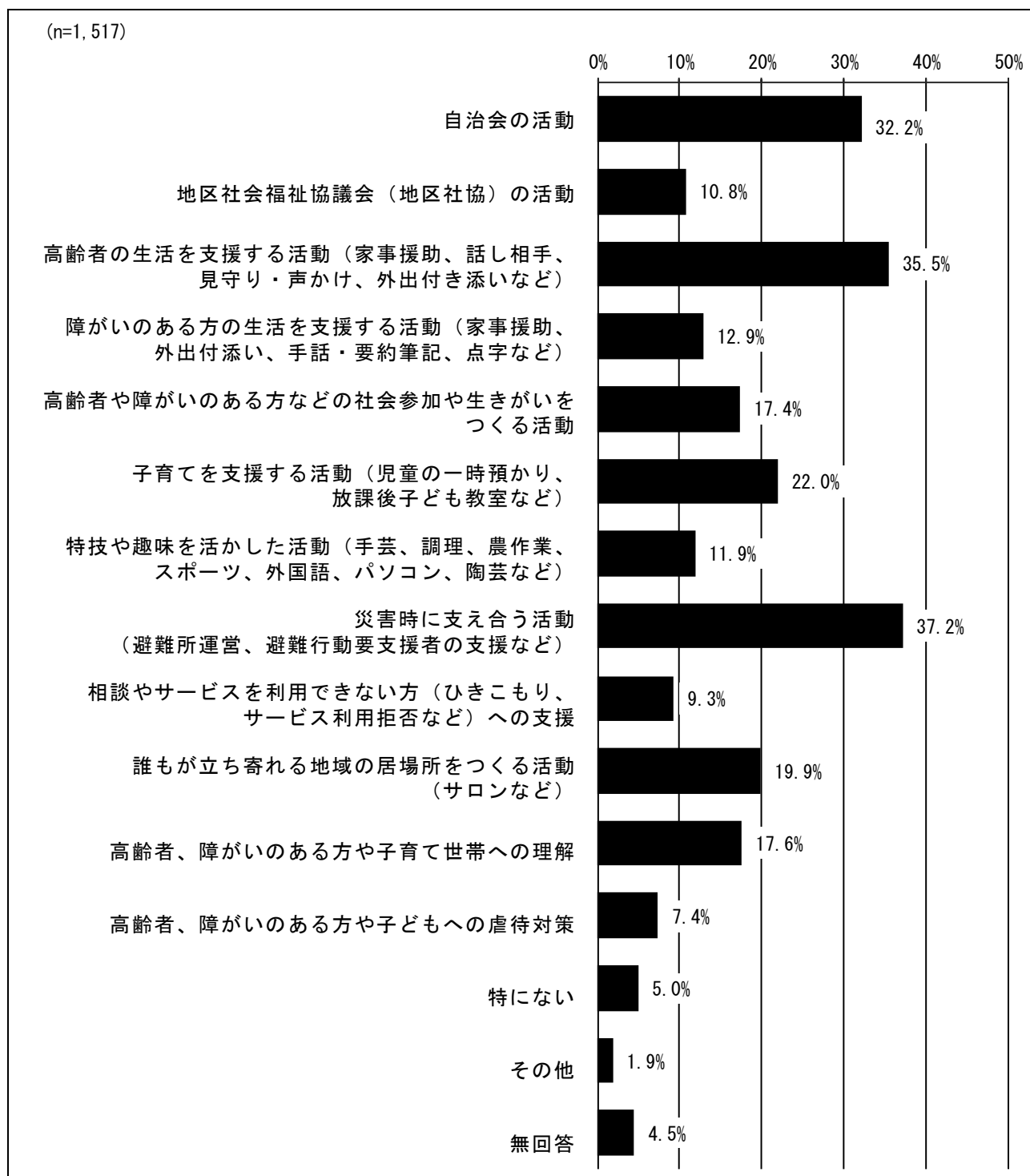
④ 参加していない理由 [MA]

問 23 において「現在参加していないが、過去に参加したことがある」または「参加したことがない」と答えた方に対し、参加していない理由をみると、「仕事、家庭などの都合で機会がない」が 46.6%で最も高く、次いで「時間がない」の 29.2%と続いている。



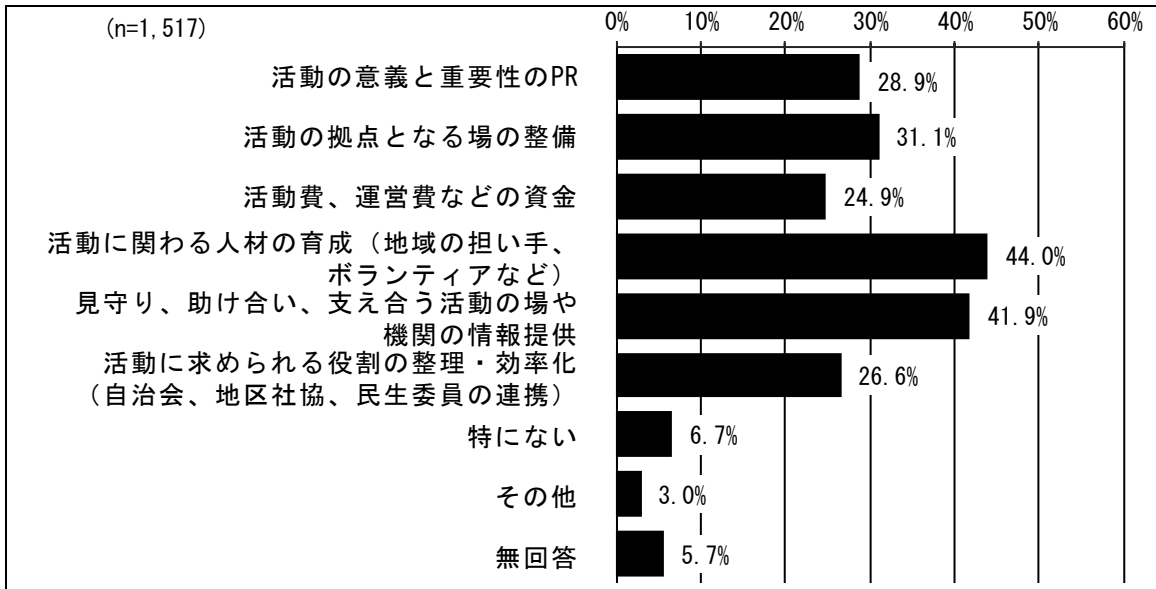
⑤ 支え合う活動の中で必要だと思うもの [MA]

支え合う活動の中で必要だと思うものについてみると、「災害時に支え合う活動（避難所運営、避難行動要支援者の支援など）」が 37.2%で最も高く、次いで「高齢者の生活を支援する活動（家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど）」の 35.5%、「自治会の活動」の 32.2%と続いている。



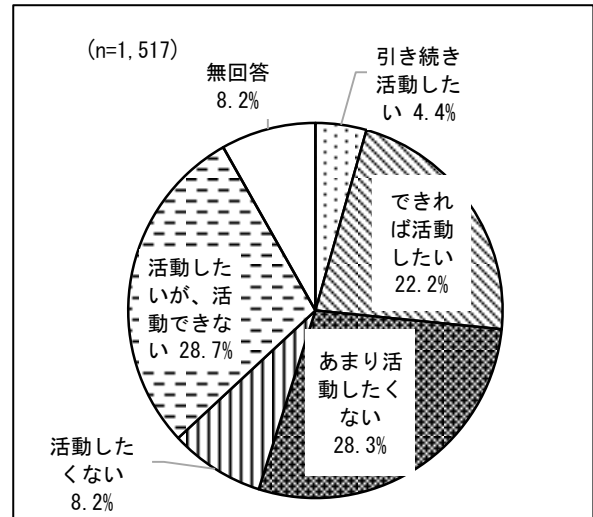
⑥ 支え合う活動を活発にするために必要な事 [MA]

支え合う活動を活発にするために必要と思われる事についてみると、「活動に関わる人材の育成（地域の担い手、ボランティアなど）」が 44.0%で最も高く、次いで「見守り、助け合い、支え合う活動の場や機関の情報提供」の 41.9%、「活動の拠点となる場の整備」の 31.1%と続いている。



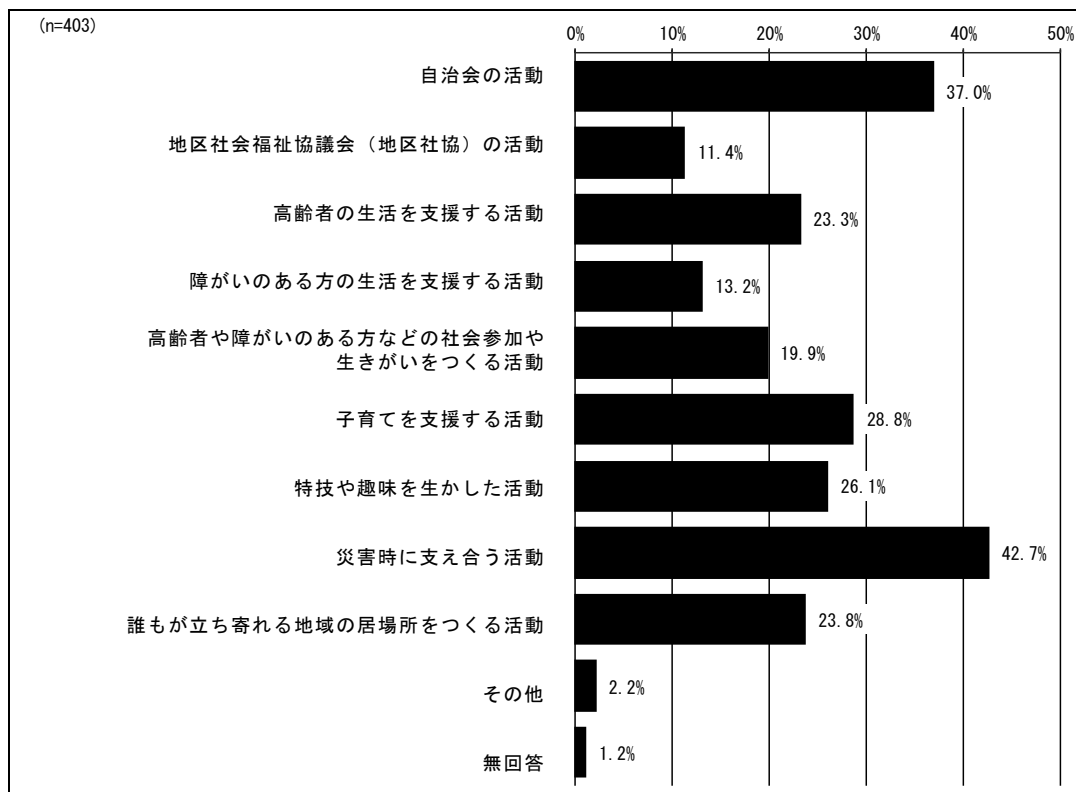
⑦ 今後の地域福祉活動への参加意向 [SA]

今後の地域福祉活動への参加意向についてみると、「活動したいが、活動できない」が 28.7%で最も高く、次いで「あまり活動したくない」の 28.3%、「できれば活動したい」の 22.2%と続いている。



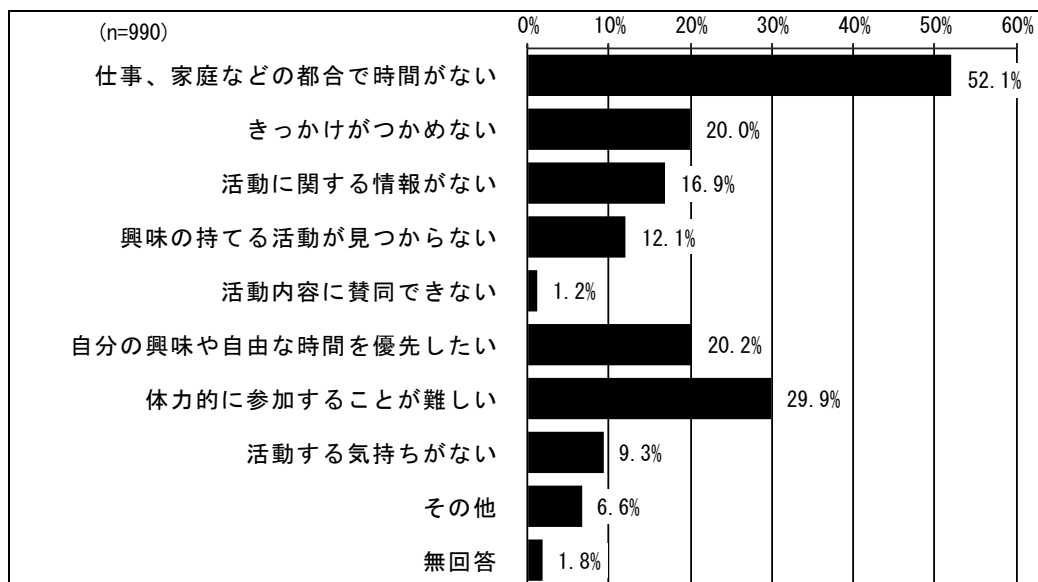
⑧ 参加したい活動内容 [MA]

問 26 で「大いに活動したい」または「できれば活動したい」と答えた人に対し、参加したい活動内容についてみると、「災害時に支え合う活動」が 42.7%で最も高く、次いで「自治会の活動」の 37.0%、「子育てを支援する活動」の 28.8%と続いている。



⑨ 参加したくない理由 [MA]

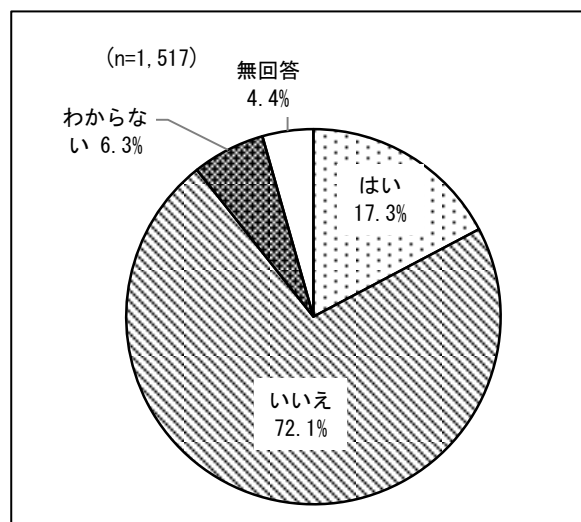
問 26 について「あまり活動したくない」「活動したくない」「活動したいが、活動できない」と答えた人に対し、その理由についてみると、「仕事、家庭などの都合で忙しく時間がない」が 52.1%で最も高く、次いで「体力的に参加することが難しい」の 29.9%、「自分の興味や自由な時間を優先したい」の 20.2%と続いている。



5) 防災との関わり

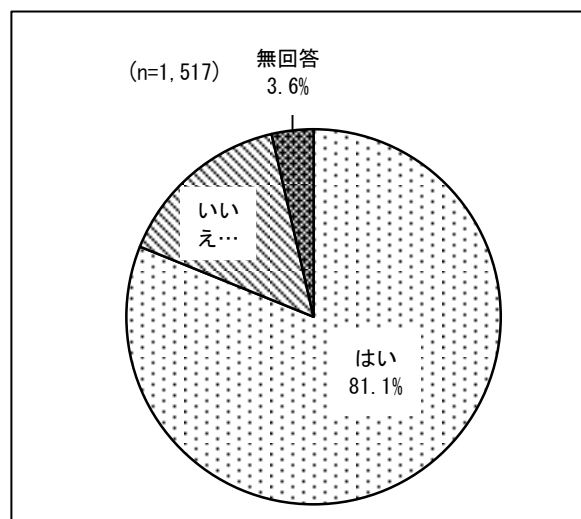
① 防災訓練の参加状況 [SA]

日ごろからの地域の防災訓練への参加状況についてみると、「いいえ」が72.1%で最も高くなっている。



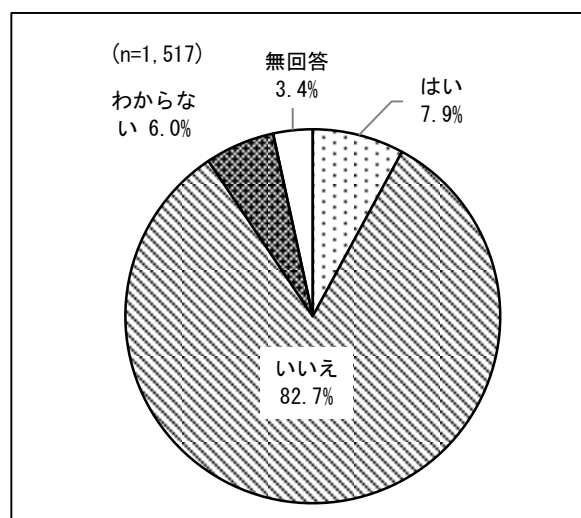
② 避難所の認知度 [SA]

避難所の認知状況についてみると、「はい」が81.1%で最も高くなっている。



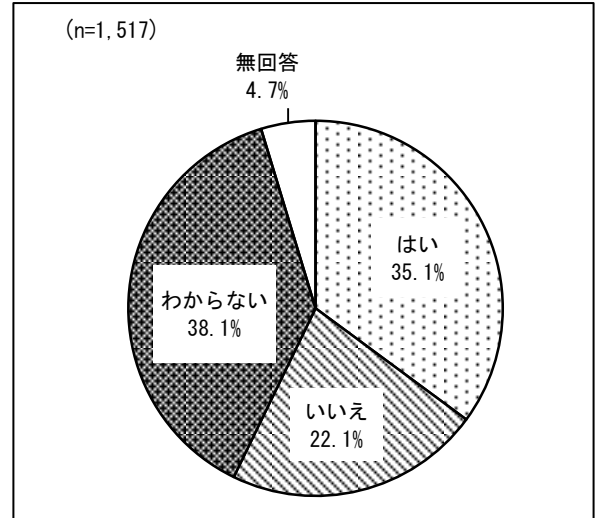
③ 災害時における手助けの必要性 [SA]

災害時における避難所への誘導などの手助けの必要性についてみると、「いいえ」が82.7%で最も高くなっている。



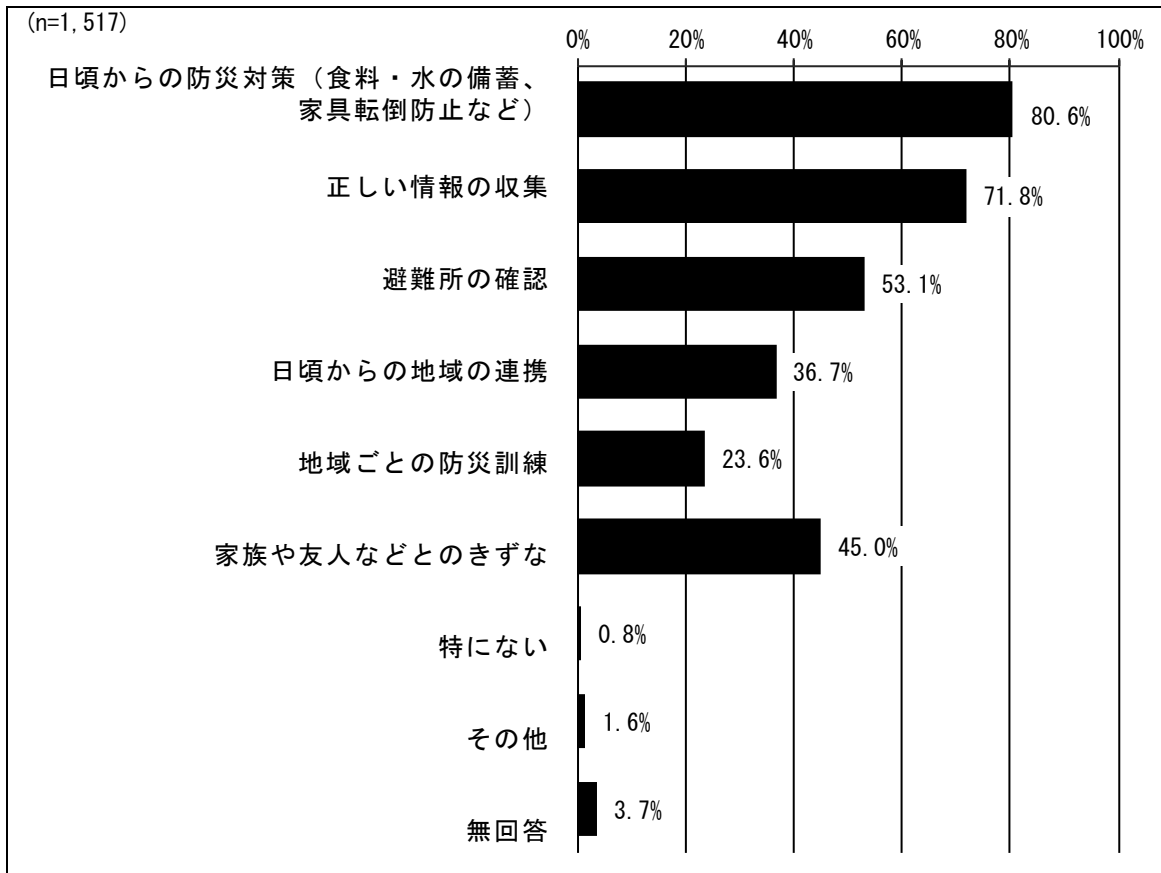
④ 災害時における手助けの可能性 [SA]

災害時に避難行動要支援者（高齢者世帯や障がいのある方など）への避難などの手助けの可能性についてみると、「わからない」が38.1%で最も高く、次いで「はい」の35.1%と続いている。



⑤ 災害時に必要な備え [MA]

災害への備えとして必要だと思うものについてみると、「日頃からの防災対策（食料・水の備蓄、家具転倒防止など）」が80.6%で最も高く、次いで「正しい情報の収集」の71.8%、「避難所の確認」の53.1%と続いている。

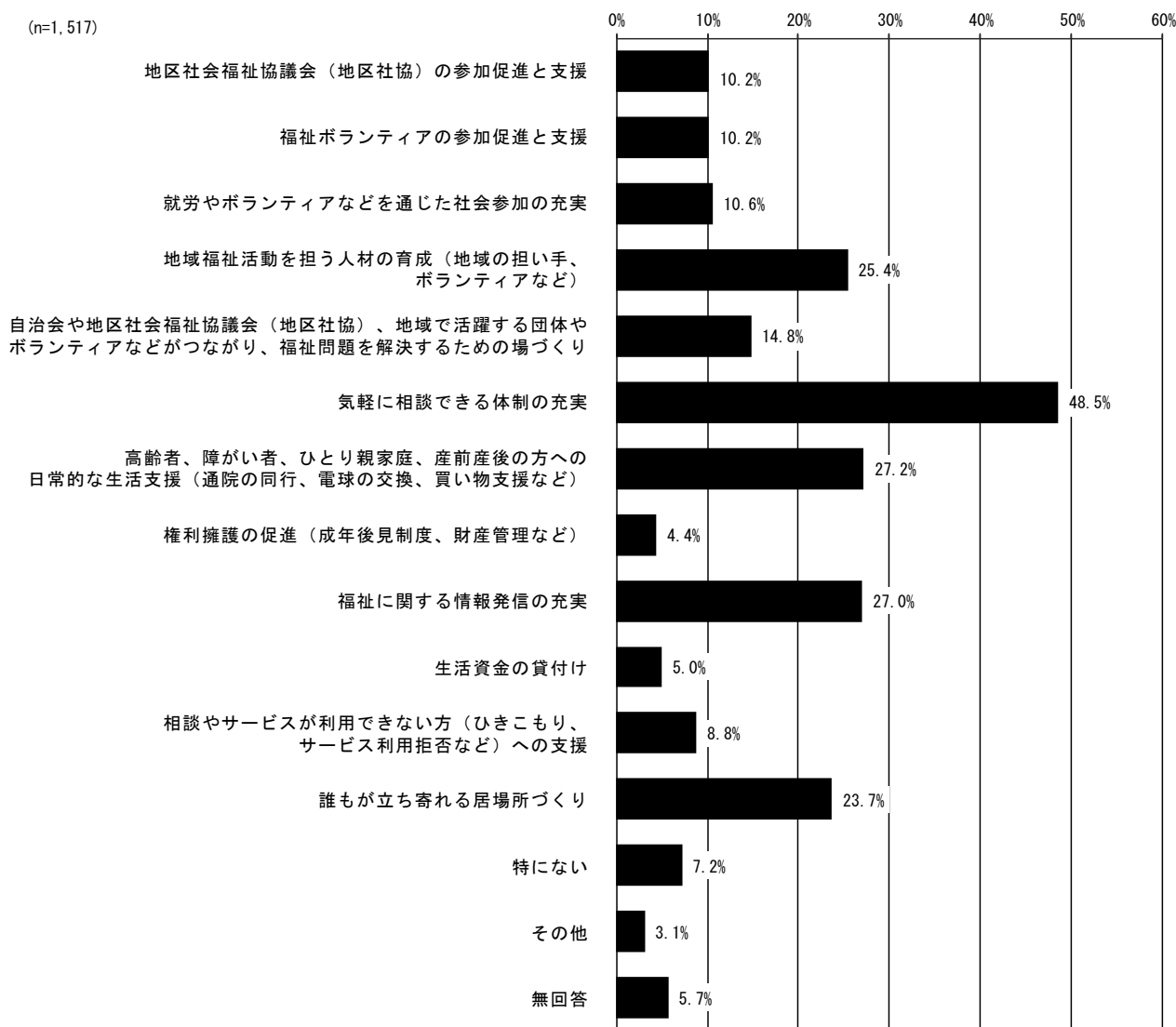


6) 地域福祉の在り方

① 社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援 [MA]

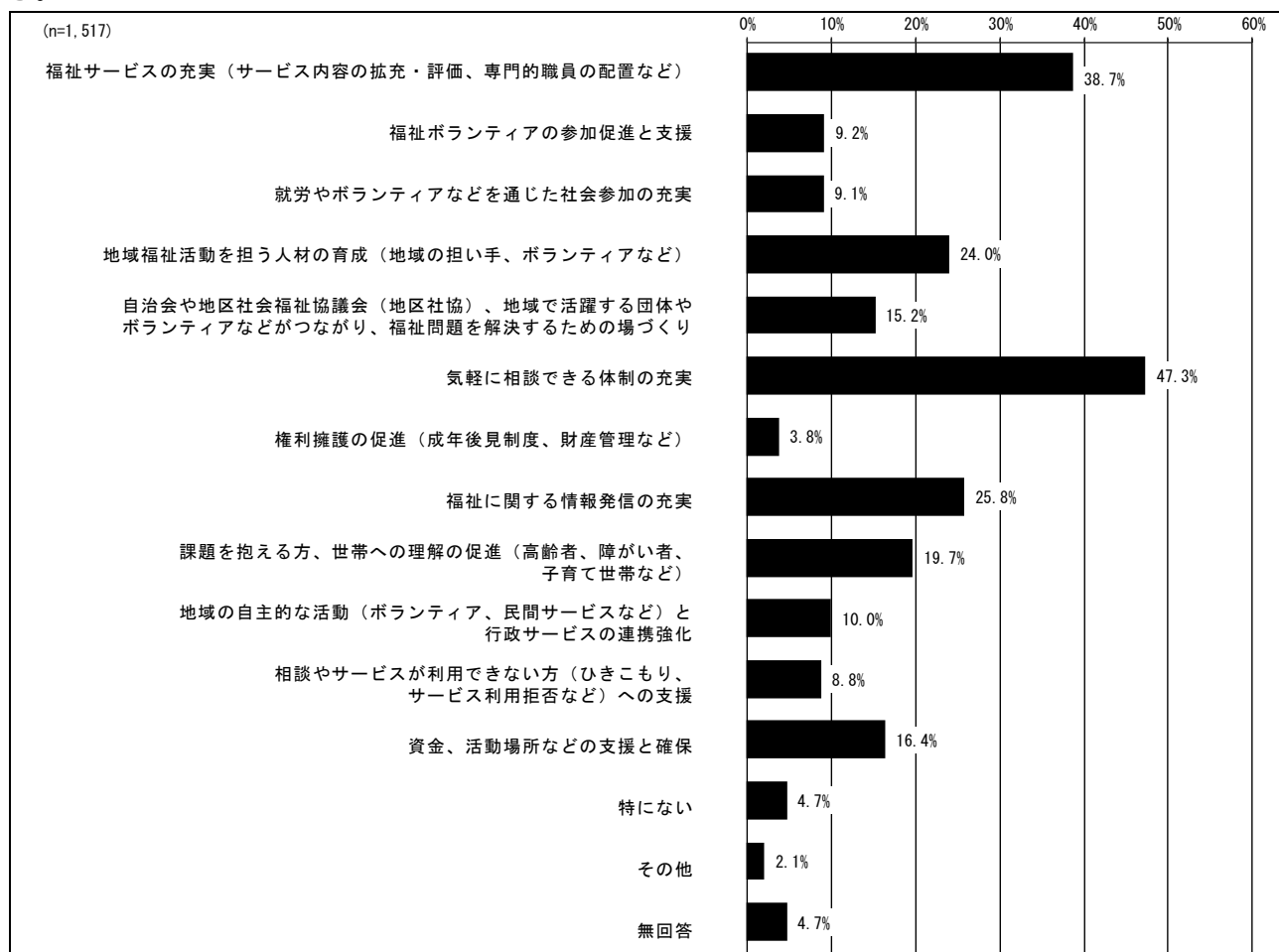
今後、社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援についてみると、「気軽に相談できる体制の充実」が48.5%で最も高く、次いで「高齢者、障がい者、ひとり親家庭、産前産後の方への日常的な生活支援」の27.2%と続いている。

(n=1,517)



② 行政が取り組むべき事 [MA]

行政が取り組むべきこととして重要と思う事についてみると、「気軽に相談できる体制の充実」が47.3%で最も高く、次いで「福祉サービスの充実（サービス内容の拡充・評価、専門的職員の配置など）」の38.7%、「福祉に関する情報発信の充実」の25.8%と続いている。



座間市地域福祉計画(第四期)
誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して
(素案)

令和2年12月 座間市